

原議保存期間	30年(令和34年3月31日まで)
有効期間	一種

各地方機関の長
各都道府県警察の長
(参考送付先)
庁内各局部課長
各附属機関の長

警察庁丙交企発第14号、丙運発第3号
令和4年2月25日
警察庁交通局長

道路交通法の一部を改正する法律の施行に伴う交通警察の運営について
(通達)

令和2年6月10日に公布された道路交通法の一部を改正する法律(令和2年法律第42号。以下「改正法」という。)については、道路交通法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令(令和4年政令第15号)により、本年5月13日から施行されることとなった。

また、改正法の施行等に伴い、道路交通法施行令の一部を改正する政令(令和4年政令第16号)等下記の法令が公布され、本年5月13日等から施行されることとなった。

今回施行される改正規定は、高齢運転者対策の推進に関する規定の整備、運転免許の受験資格の見直し等に関する規定の整備等に関するものであり、その趣旨、内容及び留意事項は別紙のとおりであるので、改正規定が円滑かつ適切に施行され、所期の目的が達成されるよう、関係事務の運営に万全を期されたい。

記

- 1 道路交通法施行令の一部を改正する政令(令和4年政令第16号)
- 2 道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令(令和4年内閣府令第7号)
- 3 大型自動車免許の欠格事由等の特例に係る教習の課程の指定に関する規則(令和4年国家公安委員会規則第4号)
- 4 運転免許に係る講習等に関する規則の一部を改正する規則(令和4年国家公安委員会規則第5号)
- 5 指定講習機関に関する規則の一部を改正する規則(令和4年国家公安委員会規則第6号)
- 6 運転免許取得者教育の認定に関する規則の一部を改正する規則(令和4年国家公安委員会規則第7号)
- 7 運転免許取得者等検査の認定に関する規則(令和4年国家公安委員会規則

第8号)

- 8 届出自動車教習所が行う教習の課程の指定に関する規則及び応急救護処置に関し医師である者に準ずる能力を有する者を定める規則の一部を改正する規則（令和4年国家公安委員会規則第9号）
- 9 運転免許に係る講習等に関する規則第4条第2項第2号ニ及び第7条第2項第4号の規定に基づき、国家公安委員会が指定する講習を定める件（令和4年国家公安委員会告示第10号）
- 10 電磁的方法による保存等をする場合に確保するよう努めなければならない基準の一部を改正する件（令和4年国家公安委員会告示第11号）
- 11 運転免許取得者等教育の認定に関する規則第2条第1号イ(2)の規定に基づき、自動車安全運転センターが行う自動車の運転に関する研修の課程であって国家公安委員会が指定するものを定める件（令和4年国家公安委員会告示第12号）

別紙

(凡例)

- 「改正法」： 道路交通法の一部を改正する法律（令和2年法律第42号）
- 「法」： 改正法による改正後の道路交通法（昭和35年法律第105号）
- 「旧法」： 改正法による改正前の道路交通法
- 「改正令」： 道路交通法施行令の一部を改正する政令（令和4年政令第16号）
- 「令」： 改正令による改正後の道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）
- 「旧令」： 改正令による改正前の道路交通法施行令
- 「改正府令」： 道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令（令和4年内閣府令第7号）
- 「府令」： 改正府令による改正後の道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）
- 「旧府令」： 改正府令による改正前の道路交通法施行規則
- 「特例教習規則」： 大型自動車免許の欠格事由等の特例に係る教習の課程の指定に関する規則（令和4年国家公安委員会規則第4号）
- 「改正講習規則」： 運転免許に係る講習等に関する規則の一部を改正する規則（令和4年国家公安委員会規則第5号）
- 「講習規則」： 改正講習規則による改正後の運転免許に係る講習等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第4号）
- 「旧講習規則」： 改正講習規則による改正前の運転免許に係る講習等に関する規則
- 「改正指定講習機関規則」： 指定講習機関に関する規則の一部を改正する規則（令和4年国家公安委員会規則第6号）
- 「指定講習機関規則」： 改正指定講習機関規則による改正後の指定講習機関に関する規則（平成2年国家公安委員会規則第1号）
- 「改正認定教育規則」： 運転免許取得者教育の認定に関する規則の一部を改正する規則（令和4年国家公安委員会規則第7号）
- 「認定教育規則」： 改正認定教育規則による改正後の運転免許取得者等教育の認定に関する規則（平成12年国家公安委員会規則第4号）
- 「認定検査規則」： 運転免許取得者等検査の認定に関する規則（令和4年国家公安委員会規則第8号）
- 「講習告示」： 運転免許に係る講習等に関する規則第4条第2項第2号ニ及び第7条第2項第4号の規定に基づき、国家公安委員会が指定する講習を定める件（令和4年国家公安委員会告示第10号）

「電磁的保存基準告示」： 電磁的方法による保存等をする場合に確保するよう努めなければならない基準の一部を改正する件（令和4年国家公安委員会告示第11号）による改正後の電磁的方法による保存等をする場合に確保するよう努めなければならない基準（平成10年国家公安委員会告示第10号）

第1 高齢運転者対策の推進に関する規定の整備

高齢運転者による交通事故の情勢をみると、75歳以上の高齢運転者による免許人口当たりの交通死亡事故件数は、他の年齢層と比べて2倍以上となっているなど、依然として厳しい状況にあり、今後、高齢の免許保有者数の更なる増加が見込まれることから、高齢運転者対策は喫緊の課題となっている。

また、近年、高齢運転者による悲惨な交通死亡事故が相次いで発生しており、高齢運転者対策の充実・強化に対する社会的要請が高まっている。

こうした情勢を踏まえ、今般、

○ 75歳以上で一定の違反歴がある者に対する運転技能検査の導入

○ 申請によるサポートカー限定免許の導入

等を内容とする高齢運転者対策の推進に関する規定を整備することとしたものである。

1 運転技能検査に関する規定の整備

(1) 趣旨

これまでの高齢運転者対策では、主に認知機能の低下という身体的適性の把握に重点が置かれてきたものの、高齢運転者による交通死亡事故の実態をみると、認知機能検査により第3分類（認知機能低下のおそれなし）と判定された者による事故が多くを占めている。

また、高齢運転者による交通死亡事故は、ハンドル操作不適等の運転操作の誤りに起因するものの割合が高くなっており、このような運転操作の誤りに起因する交通事故については、加齢に伴う運転技能の低下が要因となっているものが相当程度含まれているものと考えられる。

このため、こうした加齢に伴う運転技能の低下に着目した対策を推進する必要があることから、75歳以上で一定の要件に該当する者に対する運転技能検査の制度を導入することとしたものである。

(2) 内容

ア 運転技能検査等の受検義務

免許証の更新を受けようとする者で更新期間が満了する日（法第101条の2第1項の規定による免許証の更新（以下「特例更新」という。）の申請をしようとする者にあつては、当該申請をする日。以下キを除き同じ。）における年齢が75歳以上のもの（普通自動車対応免許を現に受けている者であつて、普通自動車等の運転に関する法の規定等の遵守の状況を勘案して普通自動車等を運転することが道路における交通の危険を生じさせるおそれがある者（以下「一定の違反歴がある者」という。）として政令で定める基準に該当するものに限る。）は、更

新期間が満了する日前6月以内にその者の住所地を管轄する都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が行う運転技能検査又は運転技能検査と同等の効果がある方法の基準として国家公安委員会規則で定める基準に適合する旨の公安委員会の認定を受けた運転免許取得者等検査（以下「運転技能検査等」という。）を受けていなければならないこととした（法第101条の4第3項）。

同様に、免許申請書を提出した日における年齢が75歳以上の特定失効者及び特定取消処分者（以下「特定失効者等」という。）（普通自動車対応免許を受けようとする者であって、一定の違反歴がある者として政令で定める基準に該当するものに限る。）についても、免許申請書を提出した日前1年以内に運転技能検査等を受けていることを、運転免許試験の一部免除を受けるための要件とすることとした（法第97条の2第1項第3号イ及びハ並びに第5号並びに府令第26条の2）。

なお、優良運転者が経由地公安委員会を經由して免許証の更新を申請する場合には、経由地公安委員会が行う運転技能検査を受けることができることとした（法第101条の3第1項）。

イ 運転技能検査等の対象となる基準

運転技能検査等の対象となる一定の違反歴がある者の基準は、次の者の区分に応じ、それぞれに定める日前3年間に基準違反行為をしたことがあることとした。ただし、運転技能検査等の結果が普通自動車等を運転することが支障があることを示すものとして内閣府令で定める基準（以下「不合格基準」という。）に該当しない場合において当該運転技能検査等を受けた日以前にした基準違反行為は除くこととした（令第34条の3第4項及び第37条の6の3）。

(ア) 免許証の更新を受けようとする者（(イ)の者を除く。）

特定誕生日（令第33条の7第1項第1号に規定する特定誕生日をいう。以下同じ。）の160日前の日

(イ) 特例更新を受けようとする者

当該特例更新の申請をする日（当該日が特定誕生日の160日前の日以後であるときは、特定誕生日の160日前の日）

(ウ) 特定失効者

失効した免許に係る免許証を更新前の免許証とした場合における特定誕生日の160日前の日

(エ) 特定取消処分者

一定の病気等に該当することを理由とする免許の取消しを受けた

日（当該日に取り消された免許に係る免許証を更新前の免許証とした場合における特定誕生日の160日前の日以後であるときは、当該特定誕生日の160日前の日）

ウ 基準違反行為

基準違反行為として、普通自動車等の運転に関し行われた次の規定に違反する行為を定めることとした。ただし、(ウ)の規定に違反する行為については、携帯電話使用等（交通の危険）又は携帯電話使用等（保持）に該当するものに限ることとした（令第34条の3第5項）。

- (ア) 法第7条（信号機の信号等に従う義務）
- (イ) 法第17条（通行区分）第1項から第4項まで又は第6項
- (ロ) 法第20条（車両通行帯）
- (ハ) 法第20条の2（路線バス等優先通行帯）第1項
- (ニ) 法第22条（最高速度）第1項
- (ホ) 法第25条の2（横断等の禁止）
- (ヘ) 法第33条（踏切の通過）第1項又は第2項
- (ト) 法第34条（左折又は右折）第1項、第2項又は第4項
- (チ) 法第35条の2（環状交差点における左折等）
- (リ) 法第36条（交差点における他の車両等との関係等）
- (ル) 法第37条（交差点における他の車両等との関係等）
- (レ) 法第37条の2（環状交差点における他の車両等との関係等）
- (ヌ) 法第38条（横断歩道等における歩行者等の優先）
- (ル) 法第38条の2（横断歩道のない交差点における歩行者の優先）
- (ヲ) 法第70条（安全運転の義務）
- (ド) 法第71条（運転者の遵守事項）第5号の5

エ 運転技能検査の方法等

- (ア) 運転技能検査は、次の項目について行うものとする（府令第26条の5第1項）。
 - a 幹線コース及び周回コースの走行又は道路（高速自動車国道及び自動車専用道路を除く。）における走行（いずれも発進、停止及び指定速度での走行を含む。）
 - b 交差点の通行（右折及び左折を含む。）
 - c 段差の乗り上げ（停止を含む。）
- (イ) 運転技能検査は、1,200メートル以上の距離を走行させて行うものとする。ただし、運転技能検査を受ける者が走行の途中において70パーセント未満の成績となることが明らかになった場

合において、運転技能検査の安全かつ円滑な実施が困難と認められるときは、当該距離の全部を走行させることを要しないこととした（同条第2項）。

(ウ) 運転技能検査の採点は、次の能力について減点式採点法により行うものとする（同条第3項）。

a 運転装置を操作する能力

b 交通法規に従って運転する能力

c a及びbのほか、他人に危害を及ぼさないような速度と方法で運転する能力その他の自動車を安全に運転する能力

(エ) 運転技能検査においては、公安委員会が提供した普通自動車を使用するものとする（同条第4項）。ただし、四肢又は体幹の障害に係る法第91条の規定による条件が付されている者について運転技能検査を行う場合又は特別の必要がある場合には、当該普通自動車以外の普通自動車を使用することができることとした（同条第4項）。

(オ) 運転技能検査は、運転技能検査の採点を行う者が運転技能検査を受ける者の運転する普通自動車に同乗して行うものとする（同条第5項）。ただし、乗車定員が1人である普通自動車を使用して運転技能検査を行う場合には、同乗以外の方法で行うことができることとした（同条第5項）。

(カ) 公安委員会は、運転技能検査を受けた者からの申出により、次の事項を記載した書類（以下「運転技能検査結果確認書」という。）を交付するものとする（同条第6項）。

a 運転技能検査を受けた者の住所、氏名及び生年月日

b 運転技能検査を受けた年月日

c 運転技能検査を受けた場所

d 運転技能検査の結果

オ 運転技能検査等の結果に基づく免許証の更新の拒否等

公安委員会は、運転技能検査等を受けた者で当該運転技能検査等の結果が不合格基準に該当する者について、免許証の更新又は運転免許試験の一部免除をしないこととした（法第97条の2第2項及び第101条の4第4項並びに令第34条の5第1号ロ）。

カ 不合格基準

不合格基準は、次の者の区分に応じ、それぞれに定める基準とすることとした（府令第26条の6及び認定検査規則第5条第1項）。

(ア) 大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第

二種免許を受けようとし、又は現に受けている者
80パーセント未満の成績であること。

(イ) (ア)の者以外の者

70パーセント未満の成績であること。

キ 運転技能検査等の対象者への通知

公安委員会は、免許証の更新時に運転技能検査等を受けていなければならない者に対し、免許証の更新を受けようとするときは更新期間が満了する日前6月以内に運転技能検査等を受けていなければならない旨、当該運転技能検査等を受けることができる日時及び場所その他当該運転技能検査等に係る事務の円滑な実施を図るため必要な事項を記載した書面を送付するものとする（法第101条の4第5項第3号）。

ク 委託することができない事務

公安委員会が委託することができない事務として、運転技能検査の結果の判定並びに運転技能検査等の結果に基づく免許証の更新の拒否及び運転免許試験の一部免除の拒否に係る事務を定めることとした（令第40条の3第7号及び第15号）。

ケ 運転技能検査手数料

都道府県は、運転技能検査を受けようとする者から、運転技能検査手数料として、物件費及び施設費に対応する額として1,050円に人件費に対応する額として2,500円を標準とする額を加えた額を徴収することを標準として条例を定めなければならないこととした（法第112条第1項第5号の4及び令第43条第1項）。

コ 免許申請書等の添付書類

(ア) 免許申請者が特定失効者等で、運転技能検査を受けたものであるときは、免許申請書に運転技能検査結果確認書を添付しなければならないこととした（府令第18条第2項第3号）。

(イ) 更新申請者が運転技能検査を受けた者であるときは、更新申請書に運転技能検査結果確認書を添付しなければならないこととした（府令第29条第4項第8号）。

サ 運転技能検査の委託

運転技能検査に係る事務を委託することができる法人は、運転技能検査の実施に必要な能力を有する者として国家公安委員会規則で定めるもの（以下「運転技能検査員」という。）が運転技能検査の業務を行うために必要な数以上置かれている法人に限るものとする

た（講習規則第4条第1項）。

シ 運転技能検査員の要件

(ア) 運転技能検査員の要件として、次のいずれにも該当する者であることを定めることとした（講習規則第4条第2項第2号）。

a 21歳以上の者

b 普通自動車対応免許を現に受けている者（免許の効力を停止されている者を除く。）

c 運転適性指導に従事した経験の期間がおおむね1年以上の者

d 公安委員会が行う運転技能検査の実施に必要な技能及び知識に関する審査に合格し、又は運転技能検査の実施に必要な技能及び知識に関する国家公安委員会が指定する講習を終了した者

(イ) 運転技能検査の実施に必要な技能及び知識に関する国家公安委員会が指定する講習として、自動車安全運転センターが実施する新任運転適性指導員研修、運転適性講習指導員研修又は運転技能検査員・高齢者講習指導員研修を定めることとした（講習告示）。

(3) 留意事項

ア 改正内容の周知

運転技能検査の対象者に対し、運転技能検査の通知書等により改正内容を確実に周知すること。

イ 適正かつ確実な検査の実施

運転技能検査については、その結果によっては免許の喪失という重大な権利の制約につながり得るものであることから、特に適正かつ確実な実施がなされるよう、これに従事する警察職員に対する教養を徹底すること。また、運転技能検査に係る事務を委託する場合には、委託を受ける者に対する指導を徹底すること。

ウ 実施体制の確保

運転技能検査は、受検期間内に繰り返し受けることが認められていることを踏まえ、1回目の検査で不合格基準に該当した場合であっても、再度受検する機会が確保されるよう、十分な実施体制の確保に努めること。

エ 適切な委託事務の推進

運転技能検査に係る事務を自動車教習所等へ委託する場合には、適切な委託料の設定、必要な支援等により、自動車教習所等の負担が過度なものとならないよう留意すること。

オ 運用及び実施要領

運転技能検査の運用及び実施要領については、別途通達する。

2 申請による免許の条件の付与等に関する規定の整備

(1) 趣旨

平成28年10月に神奈川県横浜市において高齢運転者による交通死亡事故が発生したこと等を受け、平成29年7月の交通対策本部決定において、「安全運転サポート車」限定免許の導入といった高齢者の特性等に応じたきめ細かな対策の強化に向けた免許制度の更なる見直しについて検討すべきとされた。

さらに、平成31年4月に東京都豊島区において高齢運転者による交通死亡事故が発生したこと等を受け、令和元年6月に「昨今の事故情勢を踏まえた交通安全対策に関する関係閣僚会議」において「未就学児等及び高齢運転者の交通安全緊急対策」が取りまとめられ、高齢者の安全運転を支える対策の更なる推進のための施策として、安全運転支援機能を有する自動車を前提として高齢者が運転できる免許制度の創設に向け、関係省庁が連携して検討を行い、性能認定制度の導入等の結論を得た上で、結論を得ることとされた。

これらの政府決定等を踏まえ、加齢に伴う身体機能の低下等により運転に不安を感じるものの日常生活のための移動手段として運転が必要な高齢者等にとっての免許証の自主返納までの中間的な選択肢として、申請により運転することができる自動車の種類を衝突被害軽減ブレーキ等の安全運転支援装置を備えた「サポートカー」に限定する条件を免許に付与すること等を内容とするサポートカー限定免許の制度を設けることとしたものである。

(2) 内容

ア 申請による条件

免許を受けた者は、その者の住所地を管轄する公安委員会に対し、免許に、その者が運転することができる自動車等の種類を限定する条件その他の条件であって、交通事故を防止し、若しくは交通事故による被害を軽減することに資するものとして内閣府令で定めるもの（以下「申請による条件」という。）を付し、又はこれを変更することを申請することができることとした（法第91条の2第1項）。

イ 条件の内容

申請による条件として、普通自動車免許により運転することができる普通自動車の種類を次のいずれかに該当するものに限定する条件を定めることとした（府令第18条の6第1項）。

- (ア) 次の a 及び b の装置（AT機構がとられていない自動車にあっては、a の装置）の性能に関し、先進安全技術の性能認定実施要領（平成30年国土交通省告示第544号）第3条の認定が行われた普通自動車
- a 衝突被害軽減ブレーキ
 - b ペダル踏み間違い時加速抑制装置
- (イ) 乗車定員が10人未満の普通自動車であって当該普通自動車に備える衝突被害軽減ブレーキが道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第3章及びこれに基づく命令の規定に適合するもの

ウ 免許証の記載

- (ア) 公安委員会は、申請による条件を付し、又はこれを変更したときは、その者の免許証に当該条件に係る事項を記載しなければならないこととした（法第93条第2項）。
- (イ) 免許証の記載に用いる略語として「サポートカー」を、当該略語の意味として前記イの条件に該当する普通自動車を定めることとした（府令別表第2）。

エ 申請の手続

申請による条件の付与又は変更の申請は、運転免許条件申請書を提出して行うものとする事とした。この場合において、当該申請を行おうとする者は、現に受けている免許に係る免許証を提示しなければならないこととした（府令第18条の6第2項及び別記様式第13の6）。

オ 条件の付与等の基準

- (ア) 申請を受けた公安委員会は、政令で定めるところにより、当該申請に係る免許に条件を付し、又は当該申請に係る免許に付されている条件を変更するものとする事とした（法第91条の2第2項）。
- (イ) 申請による免許の条件の付与及び変更は、当該申請をした者が次のいずれにも該当しない場合に行うものとする事とした（令第33条の6）。
- a 当該申請に係る免許の上位免許を受けていること等の事情により、運転することができる自動車等の種類その他自動車等を運転することについての条件が実質的に変更されることとならないとき。
 - b 公安委員会による審査の結果、当該申請に係る免許に付されている条件を変更することが、道路における危険を防止し、その他交通の安全を図る上で適当でない認められるとき。

カ 条件の変更に係る審査

公安委員会は、申請による条件の変更の申請があった場合において、

必要があると認めるときは、当該申請をした者に対し、当該変更をすることが適当であるかどうかについて審査を行うことができることとした（法第91条の2第3項）。

キ 審査手数料

都道府県は、申請による条件により運転することができる自動車等の種類を限定された者で、その限定の全部又は一部の解除を受けるため、公安委員会の審査を受けようとするものから、審査手数料として、物件費及び施設費に対応する額として700円（公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあっては、2,000円）に人件費に対応する額として700円（公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあっては、850円）を標準とする額を加えた額を徴収することを標準として条例を定めなければならないこととした（法第112条第1項第6号及び令第43条第1項）。

ク 条件違反の罰則等

- (ア) 申請による条件に違反して自動車等を運転した者は、3月以下の懲役又は5万円以下の罰金に処することとした（法第119条第1項第15号）。
- (イ) 申請による条件に違反して運転する行為を免許条件違反（基礎点数が2点の一般違反行為）として定めることとした（令別表第2の備考の二の63）。
- (ウ) 申請による条件に係る免許条件違反の反則金の額は、大型車は9,000円、普通車は7,000円、二輪車は6,000円、原付車は5,000円とすることとした（令別表第6）。

ケ 国家公安委員会への報告

公安委員会は、申請による条件を付し、又はこれを変更したときは、次の事項を国家公安委員会に報告しなければならないこととした（法第106条及び府令第31条の3）。

- (ア) 免許に条件を付され、又はこれを変更された者の生年月日及び性別
- (イ) 免許証番号
- (ウ) 免許の条件
- (エ) 免許に条件を付し、又はこれを変更した年月日

コ 委託することができない事務

公安委員会が委託することができない事務として、申請による免許の条件の付与及び変更並びに当該変更に係る審査に係る事務を定めることとした（令第40条の3第5号）。

サ 免許証の再交付

免許を受けた者は、申請による条件を付され、又はこれを変更されたときは、その者の住所地を管轄する公安委員会に免許証の再交付を申請することができることとした（府令第21条第1項第1号）。

(3) 留意事項

ア 改正内容の周知

申請によるサポートカー限定免許は、運転に不安を感じる高齢者等にとっての免許証の自主返納までの中間的な選択肢として、高齢者等の安全運転やモビリティの確保に資するものであると考えられることから、高齢者及びその家族等に対し、制度の趣旨及び内容について、安全運転相談や各種講習等の機会を通じて周知に努めること。

イ 申請者の意思確認の徹底

申請による免許の条件の付与等は、あくまで免許保有者本人の自主的な申請に基づき行うものであることから、申請を受けるに当たっては、申請者本人の意思確認を十分に行うこと。

意思確認を行うに当たっては、申請による条件であってもこれに違反した場合には罰則があること、条件の解除を受けるためには公安委員会の審査を受ける必要があること等を教示すること。

ウ 安全運転支援機能に関する正確な情報の周知

サポートカーに搭載されている衝突被害軽減ブレーキやペダル踏み間違い時加速抑制装置は、飽くまで安全運転を支援するための装置であり、運転者が絶えず周囲の状況を確認しながら必要な運転操作を行うことを前提としたものであることから、運転者が機能を過信することのないよう、正確な情報の周知に努めること。

エ サポートカーの確認方法

サポートカーに該当する車両の確認方法については、別途通知する。

3 高齢者講習の内容等の見直しに関する規定の整備

(1) 趣旨

運転技能検査の導入に伴い、高齢者講習についても、実車指導において運転技能検査と同様の方法により運転技能の評価を行い、当該評価の結果に基づく安全運転指導を行うことにより、認知機能の低下により運転技能が低下している者はもとより、認知機能の低下がみられない者に対しても、その者の運転技能の状況に応じた効果的な指導を行うことが可能となる。

これを踏まえ、75歳以上の者に対する高齢者講習を認知機能検査の結

果に基づいて行うことを要しないこととし、認知機能検査と高齢者講習を順序を問わず受けられるようにするとともに、認知機能検査の結果にかかわらず高齢者講習の内容を一本化するなど、より効率的な運用を可能とするための所要の見直しを行うこととしたものである。

(2) 内容

ア 高齢者講習の内容等の見直し

- (7) 75歳以上の者に対する高齢者講習について、認知機能検査の結果に基づいて行うことを要しないこととした（法第97条の2第1項第3号イからニまで及び第5号、第101条の4第2項並びに第101条の7第4項）。

これに伴い、認知機能検査の結果に基づいて行う高齢者講習の実施の委託を受けた者等に対する秘密保持義務（旧法第108条の2第4項）及びこれに違反した場合の罰則（旧法第117条の4第1号）は削除することとした。

- (4) 高齢者講習は、次の講習の区分に応じ、それぞれに定めるところにより行うこととした（府令第38条第12項）。

a 普通自動車対応免許を受けている者（運転技能検査等の対象者を除く。）に対する講習（以下「高齢者講習（実車有り）」という。）

(a) 座学、普通自動車を用いた実車指導及び運転適性検査器材を用いた指導を行うこと。

(b) 講習時間は2時間とすること。

b 普通自動車対応免許を受けている者（運転技能検査等の対象者に限る。）又は第一種運転免許若しくは第二種運転免許であって普通自動車対応免許以外のもののみを受けている者に対する講習（以下「高齢者講習（実車無し）」という。）

(a) 座学及び運転適性検査器材を用いた指導を行うこと。

(b) 講習時間は1時間とすること。

- (7) 高齢者講習の講習手数料の標準額について、次の講習の区分に応じ、それぞれに定める額に改めることとした（令第43条第1項）。

a 高齢者講習（実車有り）

物件費及び施設費に対応する額として2,050円に人件費に対応する額として4,400円を標準とする額を加えた額

b 高齢者講習（実車無し）

物件費及び施設費に対応する額として650円に人件費に対応す

る額として2,250円を加えた額

- (エ) 高齢者講習終了証明書の様式について、講習の区分を実車指導の有無により記載するものに改めることとした（府令別記様式第22の10の7）。
- (オ) 高齢者講習の委託先に置かれていなければならないこととされている、高齢者講習における指導に必要な能力を有する者として国家公安委員会規則で定めるもの（以下「高齢者講習指導員」という。）に係る年齢要件について、現行の25歳以上から21歳以上に引き下げることとした（講習規則第7条第2項第1号）。
- (カ) 高齢者講習における指導に必要な技能及び知識に関する国家公安委員会が指定する講習として、自動車安全運転センターが実施する新任運転適性指導員研修又は運転適性講習指導員研修のほか、従来の高齢者講習指導員研修に代えて新たに運転技能検査員・高齢者講習指導員研修を定めることとした（講習告示）

イ 特定任意高齢者講習の基準等の見直し

- (ア) 高齢者講習と同等の効果がある法第108条の2第2項の規定による講習（以下「特定任意高齢者講習」という。）の基準について、高齢者講習の内容と同様に見直すこととした。ただし、講習時間については、高齢者講習の講習時間以上であることとした（講習規則第1条）。
- (イ) 特定任意高齢者講習終了証明書の様式について、講習の区分を実車指導の有無により記載するものに改めることとした（講習規則別記様式第1号）。
- (ウ) チャレンジ講習（コースにおける自動車等の運転をすることにより、加齢に伴って生ずる身体の機能の低下が自動車等の運転に著しい影響を及ぼしているかどうかについて公安委員会の確認を受けるための講習）及び簡易講習（チャレンジ講習受講結果確認書の交付を受けた者に対する特定任意高齢者講習）（旧講習規則第2条第1項第1号の表の一の項及び同条第1項第2号の表の一の項）については、廃止することとした。

ウ 運転免許取得者教育（高齢者講習同等）の基準等の見直し

- (ア) 高齢者講習と同等の効果がある課程により行う運転免許取得者等教育（以下「運転免許取得者等教育（高齢者講習同等）」という。）を行う指導員の要件について、現行の教習指導員資格者証の交付を受けた者等であることに代えて、次のいずれにも該当する者である

ことを定めることとした（認定教育規則第2条第2号）。

a 高齢者講習指導員の要件を満たす者

b 次のいずれにも該当しない者

(a) 法第117条の2の2第12号（免許証等の不正取得）の罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過していない者

(b) 自動車等の運転に関し自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律（平成25年法律第86号。以下「自動車運転死傷処罰法」という。）第2条から第6条までの罪又は法に規定する罪（(a)の罪を除く。）を犯し禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過していない者

(イ) 運転免許取得者等教育（高齢者講習同等）で用いる設備のうち、コースの要件について、おおむね長円形で、60メートル以上の距離を直線走行することができる部分を有する周回コース等のほか、新たに、おおむね直線で、周回コースと連絡する幹線コースを定めることとした（認定教育規則第3条第1号ハ）。

(ウ) 運転免許取得者等教育（高齢者講習同等）の課程の基準について、次のとおり定めることとした（認定教育規則第4条第2項）。

a 教育事項、教育方法及び教育時間について、高齢者講習の内容と同様に見直すこととした。ただし、教育時間については、高齢者講習の講習時間以上であることとした。

b 実車指導及び運転適性検査器材を用いた指導については、運転免許取得者等教育を受けようとする者の数が、指導員1人当たり5人以下であることとした。

c 認定教育規則の規定を遵守し、その他運転免許取得者等教育（高齢者講習同等）の課程に係る業務を適正かつ確実に行うことができる者として公安委員会が指定する者の運営の下に、行われるものであることとした。

(エ) 運転免許取得者等教育（高齢者講習同等）終了証明書の様式について、教育の区分を実車指導の有無により記載するものに改めることとした（認定教育規則別記様式第2号）。

エ 臨時高齢者講習の対象の見直し

(ア) 臨時高齢者講習の対象となる基準について、臨時認知機能検査等の結果が認知症のおそれがあることを示す基準に該当することを定

めることとした。ただし、当該臨時認知機能検査等を受けた日前の直近において受けた認知機能検査等（当該臨時認知機能検査等を受けた日前3年以内に受けたものに限る。）の結果が当該基準に該当していた場合は除くこととした（府令第29条の2の6第1項第1号）。

- (イ) 臨時高齢者講習が免除されることとなる臨時認知機能検査等の受検期間について、現行の免許証の有効期間が満了する日前7月以内から、同日前1年1月以内に拡大することとした（同項第2号ロ及びハ）。
- (ウ) 臨時高齢者講習の免除事由として、臨時認知機能検査等を受けた日前1年以内に高齢者講習を受け、又は特定任意高齢者講習若しくは運転免許取得者等教育（高齢者講習同等）を終了したことを加えることとした（同号ホ）。
- (エ) 臨時認知機能検査等を受けた日以後に認知機能検査等を受けて臨時高齢者講習が免除される場合について、当該認知機能検査等の結果が認知症のおそれがあることを示す基準に該当しなかったことを定めることとした（同号ヘ）。

(3) 留意事項

ア 改正内容の周知

高齢者講習の対象者に対し、高齢者講習の通知書等により、改正内容を確実に周知すること。また、既に高齢者講習の通知を行った者に対しても、都道府県警察のホームページ等において改正内容の周知に努めること。

イ 職員への教養等

高齢者講習に係る事務に従事する警察職員に対する教養を徹底すること。また、高齢者講習の委託を受ける者に対しても指導を徹底すること。

ウ 効率的な運用の推進

認知機能検査の結果による高齢者講習の区分がなくなることを踏まえ、認知機能検査と高齢者講習について、同日実施を推進する、順序を問わずに実施するなど、高齢者の利便に配慮した効率的な運用の推進に努めること。

エ 適切な委託事務の推進

高齢者講習の実施を自動車教習所等へ委託する場合には、適切な委託料の設定、必要な支援等により、自動車教習所等の負担が過度なも

のとならないよう留意すること。

オ 運用及び運用に関する細目

高齢者講習の運用及び運用に関する細目については、別途通達する。

4 認知機能検査の方法等の見直しに関する規定の整備

(1) 趣旨

75歳以上の者に対する高齢者講習を認知機能検査の結果に基づいて行うことを要しないこととするに伴い、認知機能検査は、認知症かどうかについて医師の受診を求める者を特定することができるものであれば足りることとなる。

このため、認知機能検査の結果の判定については、認知症のおそれの有無のみの2つの区分に見直すとともに、検査の方法についても、これらの2つの区分が判定できるものであれば足りることを踏まえ、簡素化を図ることとしたものである。

(2) 内容

ア 方法の見直し等

(ア) 認知機能検査の方法から時計描画（時計文字盤を描かせた後に、指示した時刻を時針及び分針により表示させることにより行う検査）を削除することとした（府令第26条の3第1項）。

(イ) 公安委員会は、認知機能検査を受けた者からの申出により、次の事項を記載した書類（以下「認知機能検査受検確認書」という。）を交付するものとする（同条第2項）。

- a 認知機能検査を受けた者の住所、氏名及び生年月日
- b 認知機能検査を受けた年月日
- c 認知機能検査を受けた場所
- d 認知機能検査の結果

イ 認知症のおそれがあることを示す基準の見直し

認知機能検査の結果が認知症のおそれがあることを示す基準として、次の式により算出した数値が36未満であることを定めることとした（府令第29条の3第1項第1号）。

$$1. 336 \times A + 2. 499 \times B$$

- A : 時間の見当識（認知機能検査を行っている時の年月日、曜日及び時刻を記述させることにより行う検査）に係る数値の総和
- B : 手がかり再生（16の物の図画を当該物の名称及び分類とともに示した時点から一定の時間が経過した後に当該物の名称を記述させることにより行う検査）に係る数値の総和

ウ 認知機能検査手数料の見直し

認知機能検査手数料の標準額について、物件費及び施設費に対応する額として400円に人件費に対応する額として650円を標準とする額を加えた額に改めることとした（令第43条第1項）。

エ 認知機能検査等の免除

(ア) 免許申請書を提出した日における年齢が75歳以上の特定失効者等のうち、次のいずれかに該当する者については、認知機能検査等を受けていることを運転免許試験の一部免除を受けるための要件としないこととした（法第97条の2第1項第3号ハ及びニ並びに第5号並びに府令第26条の4）。

a 免許申請書を提出した日前1年以内に免許を受けた者

b 免許申請書を提出した日前1年以内に臨時適性検査（認知症の疑いがあることを理由としたものに限る。）を受けた者

c 免許申請書を提出した日前1年以内に診断書提出命令に基づき診断書（認知症に該当するかどうかを診断したのものに限る。）を提出した者

d 免許申請書を提出した日前1年以内に医師が作成した診断書その他の書類であって、認知症に該当する疑いがないと認められるかどうかに関する当該医師の意見及び当該意見に係る検査の結果が記載されているもの（以下「任意の診断書等」という。）を公安委員会に提出した者

(イ) 免許証の更新を受けようとする者で更新期間が満了する日における年齢が75歳以上のものが認知機能検査等を受ける必要がない場合として、次のいずれかに該当する場合を定めることとした（法第101条の4第2項及び府令第29条の2の3）。

a 更新期間が満了する日前6月以内に免許を受けた場合

b 更新期間が満了する日前6月以内に臨時適性検査（認知症の疑いがあることを理由としたものに限る。）を受けた場合

c 更新期間が満了する日前6月以内に診断書提出命令に基づき診断書（認知症に該当するかどうかを診断したのものに限る。）を提出した場合

d 更新期間が満了する日前6月以内に任意の診断書等を公安委員会に提出した場合

(ウ) 臨時認知機能検査を受ける必要がない場合として、臨時認知機能検査の対象となる基準行為をした日の3月前の日以後に任意の診断

書等を公安委員会に提出した場合を加えることとした（府令第29条の2の5第1項第4号）。

オ 免許申請書等の添付書類

(ア) 免許申請者が特定失効者等で、認知機能検査を受けたものであるときは、免許申請書に認知機能検査受検確認書を添付しなければならないこととした（府令第18条第2項第1号）。

(イ) 更新申請者が認知機能検査を受けた者であるときは、更新申請書に認知機能検査受検確認書を添付しなければならないこととした（府令第29条第4項第6号）。

カ 国家公安委員会への報告事項

自動車等の運転者が認知機能検査を受けたときに公安委員会が国家公安委員会に報告しなければならない事項について、各検査項目の点数に代えて、認知機能検査の結果（認知症のおそれがあることを示す基準に該当するかどうか）を定めることとした（府令第31条の3）。

キ 認知機能検査員に係る年齢要件の見直し

認知機能検査に係る事務を委託する法人に置かれていなければならないこととされている、認知機能検査の実施に必要な能力を有する者として国家公安委員会規則で定めるもの（以下「認知機能検査員」という。）に係る年齢要件について、高齢者講習指導員に係る年齢要件と同様に、現行の25歳以上から21歳以上に引き下げることとした（講習規則第4条第2項第1号イ）。

(3) 留意事項

ア 改正内容の周知

認知機能検査の対象者に対し、認知機能検査の通知書等により、改正内容を確実に周知すること。また、既に認知機能検査の通知を行った者に対しても、都道府県警察のホームページ等において改正内容の周知に努めること。

イ 職員への教養等

認知機能検査に係る事務に従事する警察職員に対する教養を徹底すること。また、認知機能検査の委託を受ける者に対しても指導を徹底すること。

ウ 効率的な運用の推進

認知機能検査の結果による高齢者講習の区分がなくなることを踏まえ、認知機能検査と高齢者講習について、同日実施を推進する、順序を問わずに実施するなど、高齢者の利便に配慮した効率的な運用の推

進に努めること。

エ 適切な委託事務の推進

認知機能検査に係る事務を自動車教習所等へ委託する場合には、適切な委託料の設定、必要な支援等により、自動車教習所等の負担が過度なものとならないよう留意すること。

オ 運用及び実施要領

認知機能検査の運用及び実施要領については、別途通達する。

5 運転免許取得者等検査の認定に関する規定の整備

(1) 趣旨

現在、高齢の免許保有者数の増加等を背景に、地域によっては認知機能検査等の実施体制の確保が課題となっている状況にあり、また、高齢運転者対策の充実・強化が喫緊の課題となっていることから、様々な民間主体の活用をより一層推進していくことが重要となっている。

このため、自動車教習所等の民間主体が独自に行う検査のうち、公安委員会が行う認知機能検査又は運転技能検査と同等の方法により行われるなど一定の基準に適合するものについて、公安委員会が認定を行うことにより、当該認定を受けた検査を行う者としての責任と自覚を持たせ、その自主的な努力や創意工夫を促すとともに、当該認定を受けた検査を受けた者については、公安委員会が行う認知機能検査又は運転技能検査を受けた者と同様に扱うこととしたものである。

(2) 内容

ア 運転免許取得者等検査の認定

運転免許取得者等検査（免許を現に受けている者又は特定失効者等に対し加齢に伴って生ずるその者の身体の機能又は運転の技能の低下が自動車等の運転に及ぼす影響を確認するための検査をいう。以下同じ。）を、自動車教習所である施設その他の施設を用いて行う者は、国家公安委員会規則で定めるその方法の区分ごとに、当該施設の所在地を管轄する公安委員会に申請して、当該施設において当該方法により行う運転免許取得者等検査が次のいずれにも適合している旨の認定を受けることができることとした（法第108条の32の3第1項）。

(ア) 運転免許取得者等検査を効果的かつ適切に行うことができる者として国家公安委員会規則で定める者により行われるものであること。

(イ) 運転免許取得者等検査を効果的かつ適切に行うための設備として国家公安委員会規則で定める設備を用いて行われるものであること。

(ウ) 当該方法が次のいずれかに適合するものであること。

- a 認知機能検査と同等の効果がある方法の基準として国家公安委員会規則で定める基準
- b 運転技能検査と同等の効果がある方法の基準として国家公安委員会規則で定める基準
- c a 及び b のほか、加齢に伴って生ずる身体の機能又は運転の技能の低下が自動車等の運転に及ぼす影響を確認する効果がある方法の基準として国家公安委員会規則で定める基準

イ 運転免許取得者等教育に関する規定の準用

運転免許取得者等検査に関する次の事項については、運転免許取得者等教育に関するこれらの事項についての規定を準用することとした（法第108条の32の3第2項及び府令第38条の4の7）。

- (ア) 認定の公示
- (イ) 公安委員会認定という文字を冠した名称の使用の制限
- (ウ) 公安委員会による必要な指導、助言等
- (エ) 認定の取消し
- (オ) 認定に関し必要な事項についての国家公安委員会規則への委任

ウ 罰則

運転免許取得者等検査を行う者が、当該運転免許取得者等検査の方法について、公安委員会の認定を受けないで、公安委員会認定という文字を冠した名称を用いた場合には、10万円以下の過料に処することとした（法第123条の2）。

エ 免許申請書等の添付書類

- (ア) 免許申請者が特定失効者等で、次の運転免許取得者等検査を受けたものであるときは、免許申請書にそれぞれに定める書類を添付しなければならないこととした（府令第18条第2項第2号及び第4号）。

- a 公安委員会の認定を受けた運転免許取得者等検査（認知機能検査と同等の効果がある方法の基準に適合するものに限る。以下「認定認知機能検査」という。）

当該認定認知機能検査を受けた者であることを証明する書類

- b 公安委員会の認定を受けた運転免許取得者等検査（運転技能検査と同等の効果がある方法の基準に適合するものに限る。以下「認定運転技能検査」という。）

当該認定運転技能検査の結果を証明する書類

- (イ) 更新申請者が、次の運転免許取得者等検査を受けたものであると

きは、更新申請書にそれぞれに定める書類を添付しなければならないこととした（府令第29条第4項第7号及び第9号）。

a 認定認知機能検査

当該認定認知機能検査を受けた者であることを証明する書類

b 認定運転技能検査

当該認定運転技能検査の結果を証明する書類

オ 方法の区分

運転免許取得者等検査の方法の区分について、次のとおり定めることとした（認定検査規則第1条）。

(ア) 介護保険法（平成9年法律第123号）第5条の2第1項に規定する認知機能に関する検査を行う方法（以下「認知機能検査同等方法」という。）

(イ) 普通自動車等の運転について必要な技能に関する検査を行う方法（以下「運転技能検査同等方法」という。）

カ 検査員の要件

運転免許取得者等検査を行う検査員の要件として、公安委員会の認定を受けて運転免許取得者等検査を行う者又はその代理人、使用人その他の従業者であって、次の方法の区分に応じ、それぞれに定める者であることを定めることとした（認知検査規則第2条）。

(ア) 認知機能検査同等方法

認知機能検査員の要件を満たす者

(イ) 運転技能検査同等方法

次のいずれにも該当する者

a 運転技能検査員の要件を満たす者

b 次のいずれにも該当しない者

(a) 法第117条の2の2第12号（免許証等の不正取得）の罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過していない者

(b) 自動車等の運転に関し自動車運転死傷処罰法第2条から第6条までの罪又は法に規定する罪（(a)の罪を除く。）を犯し禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過していない者

キ 設備の要件

運転免許取得者等検査の設備の要件について、次のとおり定めることとした（認定検査規則第3条）。

- (ア) 運転技能検査同等方法により行う運転免許取得者等検査にあつては、おおむね長円形で、60メートル以上の距離を直線走行することができる部分を有する周回コース及びおおむね直線で、周回コースと連絡する幹線コース
- (イ) (ア)のほか、当該認定に係る運転免許取得者等検査を行うために必要な建物その他の設備

ク 方法の基準

- (ア) 認知機能検査同等方法に係る方法の基準について、次のとおり定めることとした（認定検査規則第4条第1項）。
 - a 検査の対象者、検査方法及び採点方法が認知機能検査と同様のものであること。
 - b あらかじめ検査計画を作成し、これに基づいて行われるものであること。
 - c 認定検査規則の規定を遵守し、その他認知機能検査同等方法により行う運転免許取得者等検査に係る業務を適正かつ確実に行うことができる者として公安委員会が指定する者の運営の下に、行われるものであること。
- (イ) 運転技能検査同等方法に係る方法の基準について、次のとおり定めることとした（同条第2項）。
 - a 検査の対象者、検査項目、検査方法、検査に使用する自動車の種類及び採点方法が運転技能検査と同様のものであること。ただし、検査項目については、運転技能検査の項目を含む項目について行われるものであることとした。
 - b あらかじめ検査計画を作成し、これに基づいて行われるものであること。
 - c 認定検査規則の規定を遵守し、その他運転技能検査同等方法により行う運転免許取得者等検査に係る業務を適正かつ確実に行うことができる者として公安委員会が指定する者の運営の下に、行われるものであること。

ケ 検査の結果に係る基準

- (ア) 認定運転技能検査の不合格基準について、運転技能検査の不合格基準と同様に定めることとした（法第97条の2第2項及び第101条の4第4項、府令第26条の6第2号並びに認定検査規則第5条第1項）。
- (イ) 認定認知機能検査の結果が認知症のおそれがあることを示す基準

について、認知機能検査の結果に係る当該基準と同様に定めることとした（法第102条第1項、府令第29条の3第1項第2号及び認定検査規則第5条第2項）。

コ その他

運転免許取得者等検査の認定に関する次の事項について、運転免許取得者等教育（認定教育規則第5条から第13条まで）と同様の所要の規定を整備することとした。

- (ア) 認定の申請（認定検査規則第6条）
- (イ) 認定の公示（認定検査規則第7条）
- (ウ) 変更の届出等（認定検査規則第8条）
- (エ) 書類の交付（認定検査規則第9条）
- (オ) 帳簿（認定検査規則第10条）
- (カ) 電磁的方法による記録（認定検査規則第11条）
- (キ) 報告事項（認定検査規則第12条）
- (ク) 認定の取消しの公示（認定検査規則第13条）
- (ケ) 電磁的記録媒体による手続（認定検査規則第14条）

また、帳簿の保存に代えて電磁的方法による保存を行う場合に確保するよう努めなければならない基準として、情報システム安全対策指針（平成9年国家公安委員会告示第9号）において定める管理者が講ずべき対策を実施することを定めることとした（認定検査規則第11条第2項及び電磁的保存基準告示）。

(3) 留意事項

ア 職員に対する教養等

運転免許取得者等検査の認定に係る事務について、対応に誤りがないよう、これに従事する警察職員への教養を徹底すること。また、運転免許取得者等検査の認定を受けようとする者に対し、認定の基準に適合するにもかかわらず認定をしない、あるいは、認定の申請をしないように働きかけるといったことがないよう、指導を徹底すること。

イ 対象者への確実な通知

免許証の更新時の認知機能検査又は運転技能検査の対象者に対しては、公安委員会は、これらの検査を受けることができる日時、場所等のほか、認定認知機能検査又は認定運転技能検査を受けることができる日時、場所等についても書面で通知することとされていることから、通知事務に遺漏のないようにすること。

ウ 認定検査の積極的な活用

地域の状況を踏まえつつ、特に認知機能検査又は運転技能検査の実施体制の確保が課題となっている場合には、自動車教習所等との調整を行い、認定認知機能検査又は認定運転技能検査の積極的な活用を検討すること。

エ 適正な検査水準の確保

認定認知機能検査又は認定運転技能検査を行う者に対し、必要な指導又は助言を行うことにより、適正な検査水準の確保に努めること。

オ 認定に関する運用及び審査基準

運転免許取得者等検査の認定に関する運用及び認定に係る審査基準等のモデルについては、別途通達する。

第2 運転免許の受験資格の見直し等に関する規定の整備

1 趣旨

第二種運転免許には、受験資格として、21歳以上かつ普通自動車免許等を受けていた期間（当該免許の効力が停止されていた期間を除く。以下同じ。）が通算して3年以上という年齢要件及び経験年数要件が設けられている。

この受験資格について、少子化等を背景に運転者不足が深刻化しているタクシー・バス業界から政府の規制改革推進会議に対して見直しを求める提案がなされ、その後閣議決定された規制改革実施計画において、第二種運転免許の受験資格の見直しの適否等を検討することとされた。

これを受け、警察庁において調査研究を行った結果、19歳かつ普通自動車免許等を受けていた期間が通算して1年以上2年未満の者であっても、一定の教習を修了することにより、21歳以上かつ普通自動車免許等を受けていた期間が通算して3年以上の者と同等程度の自己制御能力（年齢要件が担保する運転に必要な適性）及び危険予測・回避能力（経験年数要件が担保する運転に必要な技能）が確保できるとの結果が得られたことから、一定の教習を修了した者について、第二種運転免許の受験資格を19歳以上かつ普通自動車免許等を受けていた期間が通算して1年以上に引き下げる特例を設けることとしたものである。また、第二種運転免許と同様に、欠格事由又は受験資格として年齢要件及び経験年数要件が設けられている大型自動車免許（21歳以上かつ普通自動車免許等を受けていた期間が通算して3年以上）及び中型自動車免許（20歳以上かつ普通自動車免許等を受けていた期間が通算して2年以上）についても、同様の特例を設けることとしたものである。

他方、自己制御能力のような加齢に伴う精神的成熟により身に付く能力については、教習により十分に養成することができない場合があり得ると考えられることから、免許取得後の安全対策を講じるため、一定の教習を修了したことにより年齢要件に関する特例を受けて大型自動車免許、中型自動車免許又は第二種運転免許（以下「大型自動車免許等」という。）を受けた者については、大型自動車免許等の本来の受験資格を満たす年齢に達するまでの間に違反行為をして一定の基準に該当した場合には講習の受講を義務付けること等を内容とする若年運転者期間制度を設けることとしたものである。

2 内容

(1) 大型自動車免許の欠格事由等の特例

ア 年齢要件に関する特例

(ア) 大型自動車免許及び大型自動車仮免許

19歳から大型自動車免許及び大型自動車仮免許を受けることができる者として、大型自動車の運転に必要な適性（自己制御能力）に関する教習であって公安委員会が国家公安委員会規則で定めるところにより指定した課程により行うものを修了した者を定めることとした（法第88条第1項第1号及び第2項並びに第96条第1項並びに令第32条の7第2号）。

(イ) 中型自動車免許及び中型自動車仮免許

19歳から中型自動車免許及び中型自動車仮免許を受けることができる者として、中型自動車の運転に必要な適性（自己制御能力）に関する教習であって公安委員会が国家公安委員会規則で定めるところにより指定した課程により行うものを修了した者を定めることとした（法第88条第1項第1号及び第2項並びに第96条第1項並びに令第32条の8第2号）。

(ウ) 第二種運転免許

a 牽引第二種免許以外の第二種運転免許

19歳から牽引第二種免許以外の第二種運転免許の運転免許試験を受けることができる者として、旅客自動車運送事業に係る旅客を運送する目的で行う旅客自動車の運転に必要な適性（自己制御能力）に関する教習であって公安委員会が国家公安委員会規則で定めるところにより指定した課程により行うものを修了した者を定めることとした（法第96条第5項第1号及び令第34条第5項）。

b 牽引第二種免許

19歳から牽引第二種免許の運転免許試験を受けることができる者として、牽引自動車によって旅客用車両を旅客自動車運送事業に係る旅客を運送する目的で牽引して行う当該牽引自動車の運転に必要な適性（自己制御能力）に関する教習であつて公安委員会が国家公安委員会規則で定めるところにより指定した課程により行うものを修了した者を定めることとした（法第96条第5項第2号及び令第34条第8項）。

イ 経験年数要件に関する特例

(ア) 大型自動車免許

普通自動車免許等を受けていた期間が通算して1年以上で大型自動車免許の運転免許試験を受けることができる者として、大型自動車の運転に必要な技能（危険予測・回避能力）に関する教習であつて公安委員会が国家公安委員会規則で定めるところにより指定した課程により行うものを修了した者を定めることとした（法第96条第2項及び令第34条第2項）。

(イ) 中型自動車免許

普通自動車免許等を受けていた期間が通算して1年以上で中型自動車免許の運転免許試験を受けることができる者として、中型自動車の運転に必要な技能（危険予測・回避能力）に関する教習であつて公安委員会が国家公安委員会規則で定めるところにより指定した課程により行うものを修了した者を定めることとした（法第96条第3項及び令第34条第4項）。

(ウ) 第二種運転免許

a 牽引第二種免許以外の第二種運転免許

普通自動車免許等を受けていた期間が通算して1年以上で牽引第二種免許以外の第二種運転免許の運転免許試験を受けることができる者として、旅客自動車運送事業に係る旅客を運送する目的で行う旅客自動車の運転に必要な技能（危険予測・回避能力）に関する教習であつて公安委員会が国家公安委員会規則で定めるところにより指定した課程により行うものを修了した者を定めることとした（法第96条第5項第1号及び令第34条第7項）。

b 牽引第二種免許

普通自動車免許等を受けていた期間が通算して1年以上で牽引第二種免許の運転免許試験を受けることができる者として、牽引自動車によって旅客用車両を旅客自動車運送事業に係る旅客を運

送する目的で牽引して行う当該牽引自動車の運転に必要な技能（危険予測・回避能力）に関する教習であつて公安委員会が国家公安委員会規則で定めるところにより指定した課程により行うものを修了した者を定めることとした（法第96条第5項第2号及び令第34条第10項）。

ウ 免許申請書の添付書類

免許申請者が前記ア又はイの大型自動車免許の欠格事由等の特例を受けるための教習（以下「特例教習」という。）を修了した者である場合にあつては、免許申請書には、当該特例教習を修了した者であることを証明する書類を添付しなければならないこととした（府令第17条第2項第6号）。

(2) 特例教習の課程の指定

ア 指定の基準等

特例教習の課程の指定は、届出自動車教習所が行う教習の課程について、当該届出自動車教習所を設置し、又は管理する者の申請に基づき行うものとする事とした（特例教習規則第1条第1項）。

(7) 年齢要件に関する特例を受けるための特例教習

a 大型自動車免許及び大型自動車仮免許

19歳から大型自動車免許及び大型自動車仮免許を受けるための特例教習の課程の指定の基準について、次のとおり定めることとした（特例教習規則第1条第2項）。

(a) 指定自動車教習所の管理者に係る要件を備えた管理者が置かれている届出自動車教習所において行われるものであること。

(b) 届出自動車教習所において技能教習及び学科教習に従事する職員であつて、次のいずれにも該当するものにより行われるものであること。

i 普通自動車対応免許を現に受けている者（免許の効力を停止されている者を除く。）であること。

ii 普通自動車免許に係る教習指導員資格者証の交付を受けた者であること。

iii 運転適性指導員であること。

(c) 次の設備を使用して行われるものであること。

i 敷地の面積が8,000平方メートル以上であり、かつ、種類、形状及び構造が府令別表第3に定める基準に適合するコース

ii 当該教習を行うために必要な数の普通自動車（補助ブレー

キ等を備えたものに限る。)

- iii i 及び ii のほか、当該教習を行うために必要な建物その他の設備
- (d) 次に定めるところにより行われるものであること。
 - i 運転者としての資質の向上に関すること及び大型自動車の運転について必要な適性について行うこと。
 - ii あらかじめ教習計画を作成し、これに基づいて行い、かつ、その方法は、普通自動車、視聴覚教材等必要な教材を用いて行うこと。
 - iii 届出自動車教習所のコース又は道路における普通自動車の運転をさせることにより行う検査、筆記又は口頭による検査その他の大型自動車の運転について必要な適性に関する調査に基づく個別的指導を含むものであること。
 - iv 教習時間は、1 教習時限につき50分とし、7 時限以上行うこと。
 - v 教習を受ける者 1 人に対する 1 日の教習時間（普通自動車による教習の教習時間に限る。）は、3 時限を超えないこと（1 日に 3 時限の教習を行う場合には、連続して 3 時限の教習を行わないこと。）。
 - vi 同時にコースにおいて使用する自動車 1 台当たりのコース面積が200平方メートル以下にならないようにして教習を行うこと。
- b その他の免許

中型自動車免許及び中型自動車仮免許、牽引第二種免許以外の第二種運転免許又は牽引第二種免許に係る年齢要件の特例を受けるための特例教習の課程の指定の基準については、それぞれ大型自動車免許及び大型自動車仮免許に係る年齢要件の特例を受けるための特例教習の課程の指定の基準（前記 a）を準用することとした。

この場合において、前記 a (d) i 及び iii 中「大型自動車」とあるのは、それぞれ「中型自動車」、「旅客自動車運送事業に係る旅客を運送する目的で行う旅客自動車」又は「牽引自動車によって旅客用車両を旅客自動車運送事業に係る旅客を運送する目的で牽引して行う当該牽引自動車」と読み替えるものとする（特例教習規則第 1 条第 3 項、第 6 項及び第 8 項）。

(イ) 経験年数要件に関する特例を受けるための特例教習

a 大型自動車免許

普通自動車免許等を受けていた期間が通算して1年以上で大型自動車免許の運転免許試験を受けるための特例教習の課程の指定の基準について、次のとおり定めることとした（特例教習規則第1条第4項）。

(a) 指定自動車教習所の管理者に係る要件を備えた管理者が置かれている届出自動車教習所において行われるものであること。

(b) 届出自動車教習所において技能教習及び学科教習に従事する職員であつて、次のいずれにも該当するものにより行われるものであること。

i 普通自動車対応免許を現に受けている者（免許の効力を停止されている者を除く。）であること。ただし、鋭角コースの通過、転回等の指定自動車教習所における普通自動車第二種免許に係る技能教習で行う事項及び教習効果の確認に係る教習にあつては、大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許を現に受けている者に限ることとした。

ii 普通自動車免許に係る教習指導員資格者証の交付を受けた者であること。

(c) 次の設備を使用して行われるものであること。

i 敷地の面積が8,000平方メートル以上であり、かつ、種類、形状及び構造が府令別表第3に定める基準に適合するコース

ii 当該教習を行うために必要な数の普通自動車（補助ブレーキ等を備えたものに限る。）及び運転シミュレーター

iii i及びiiのほか、当該教習を行うために必要な建物その他の設備

(d) 別表の第1欄に掲げる教習事項の区分に応じ、同表の第2欄に掲げる教習方法により、あらかじめ教習計画を作成し、これに基づいて同表の第3欄に掲げる教習時間行われるものであること。

b その他の免許

中型自動車免許、牽引第二種免許以外の第二種運転免許又は牽引第二種免許に係る経験年数要件の特例を受けるための特例教習の課程の指定の基準は、それぞれ大型自動車免許に係る経験年数

要件の特例を受けるための特例教習の課程の指定の基準(前記 a)を準用することとした。

この場合において、別表の一の項第 1 欄中「大型自動車」とあるのは、それぞれ「中型自動車」、「旅客自動車運送事業に係る旅客を運送する目的で行う旅客自動車」又は「牽引自動車によって旅客用車両を旅客自動車運送事業に係る旅客を運送する目的で牽引して行う当該牽引自動車」と読み替えるものとする事とした(特例教習規則第 1 条第 5 項、第 7 項及び第 9 項)。

イ その他

特例教習の課程の指定に関する次の事項について、令第 33 条の 5 の 3 第 1 項第 1 号ハ、第 2 項第 1 号ハ又は第 4 項第 1 号ハの規定による届出自動車教習所が行う教習の課程の指定(届出自動車教習所が行う教習の課程の指定に関する規則(平成 6 年国家公安委員会規則第 1 号)第 2 条から第 8 条まで)と同様の所要の規定を整備することとした。

- (ア) 指定の申請(特例教習規則第 2 条)
- (イ) 指定書の交付(特例教習規則第 3 条)
- (ウ) 変更の届出(特例教習規則第 4 条)
- (エ) 修了証明書の発行(特例教習規則第 5 条)
- (オ) 帳簿(特例教習規則第 6 条)
- (カ) 電磁的方法による保存(特例教習規則第 7 条)
- (キ) 報告又は資料の提出(特例教習規則第 8 条)
- (ク) 指定の取消し等(特例教習規則第 9 条)

また、帳簿の保存に代えて電磁的方法による保存を行う場合に確保するよう努めなければならない基準として、情報システム安全対策指針において定める管理者が講ずべき対策を実施することを定めることとした(特例教習規則第 7 条第 2 項及び電磁的保存基準告示)。

(3) 若年運転者期間制度

ア 特例取得免許

19 歳から大型自動車免許等を受けることができる者に該当して受けた大型自動車免許等を特例取得免許と定めることとした(法第 102 条の 3)。

ただし、自衛官であることによって 19 歳から大型自動車免許及び中型自動車免許を受けることができる者に該当して受けた大型自動車免許及び中型自動車免許については、特例取得免許には含めないこととした(令第 37 条の 9)。

イ 若年運転者期間

特例取得免許を最初に受けた日から21歳に達するまでの間（特例取得免許を受けていない期間及び20歳に達した日以後特例取得免許のうち中型自動車免許のみを受けている期間を除く。）を若年運転者期間と定めることとした（法第102条の3）。

ウ 基準該当若年運転者

特例取得免許を現に受けている者であって、若年運転者期間に自動車等の運転に関し法の規定等に違反する行為をして政令で定める基準（以下「若年運転者講習の受講基準」という。）に該当することとなったものを基準該当若年運転者と定めることとした。ただし、若年運転者講習を終了した後若年運転者期間が経過することとなるまでの間に自動車等の運転に関し法の規定等に違反する行為をして政令で定める基準（以下「若年運転者講習終了後の取消基準」という。）に該当することとなった者については、基準該当若年運転者には含めないこととした（法第102条の3）。

エ 若年運転者講習

公安委員会は、内閣府令で定めるところにより、若年運転者講習（基準該当若年運転者（免許の効力が停止されている者を除く。）に対する特例取得免許に係る自動車の運転に関する講習）を行うものとすることとした（法第108条の2第1項第14号）。

オ 基準該当若年運転者の受講義務

基準該当若年運転者が、若年運転者講習の通知を受けたときは、当該通知を受けた日の翌日から起算した期間（講習を受けないことについて政令で定めるやむを得ない理由がある者にあつては、当該期間から当該事情の存する期間を除いた期間）が通算して1月を超えることとなるまでの間に若年運転者講習を受けなければならないこととした（法第102条の3）。

カ 若年運転者講習の受講基準

若年運転者講習の受講基準として、若年運転者期間にした自動車等の運転に関し法の規定等に違反する行為（以下「若年違反行為」という。）の合計点数が3点以上であることを定めることとした。ただし、1回の若年違反行為で合計点数が3点となる場合は除くこととした。また、通算して1年間の違反行為をしたことがない特例取得免許を受けていた期間（免許の効力が停止されていた期間を除く。）がある場合には、当該期間前にした若年違反行為の点数は合計点数には算入し

ないこととした。なお、通常の点数制度による免許の取消しの基準に該当する場合には、若年運転者講習の受講基準には該当しないこととした（令第37条の10）。

キ 若年運転者講習の受講期間の特例

若年運転者講習を受けないことについてやむを得ない理由として、次の理由を定めることとした（令第37条の11）。

- (ア) 海外旅行をしていること。
- (イ) 災害を受けていること。
- (ウ) 病気にかかり、又は負傷していること。
- (エ) 法令の規定により身体を拘束されていること。
- (オ) 社会の慣習上又は業務の遂行上やむを得ない緊急の用務が生じていること。
- (カ) 免許の効力が停止されていること。
- (キ) (ア)から(カ)までのほか、公安委員会がやむを得ないと認める事情があること。

ク 若年運転者講習の内容

若年運転者講習は、次に定めるところにより行うものとした（府令第38条第14項）。

- (ア) 運転者としての資質の向上に関すること及び自動車の運転について必要な適性について行うこと。
- (イ) あらかじめ講習計画を作成し、これに基づいて行い、かつ、その方法は、普通自動車、視聴覚教材等必要な教材を用いて行うこと。
- (ウ) コース又は道路における普通自動車の運転をさせることにより行う検査、筆記又は口頭による検査その他の自動車の運転について必要な適性に関する調査に基づく個別的指導を含むものであること。
- (エ) 講習時間は、9時間とすること。

ケ 指定講習機関

公安委員会は、若年運転者講習を、運転適性指導員が置かれていることその他若年運転者講習を適正かつ確実にを行うために必要なものとして国家公安委員会規則で定める基準に適合すると認められるものとして指定する者（以下「指定講習機関」という。）に行わせることができることとした（法第108条の4第1項第3号）。

また、当該指定は、若年運転者講習を行おうとする者の申請により行うこととした（同条第2項）。

- (ア) 指定講習機関の基準

若年運転者講習を行う指定講習機関の基準について、次のとおり定めることとした（指定講習機関規則第8条の2）。

- a 運転適性指導員の数が若年運転者講習の業務を行うために必要な数以上であること。
- b 次の設備を有すること。
 - (a) 敷地の面積が8,000平方メートル以上であり、かつ、種類、形状及び構造が府令別表第3に定める基準に適合するコース
 - (b) 若年運転者講習を行うために必要な数の普通自動車（補助ブレーキ等を備えたものに限る。）
 - (c) (a)及び(b)のほか、若年運転者講習を行うために必要な建物その他の設備
- c 若年運転者講習を適正かつ確実にを行うために必要な経理的基礎を有すること。
- d その者が若年運転者講習の業務以外の業務を行っているときは、当該業務を行うことにより若年運転者講習が不公正になるおそれがないこと。
- e その指定を行うことによって、若年運転者講習の適正かつ確実な実施を阻害することとならないこと。

(イ) 運転適性指導に従事する者の制限

若年運転者講習を行う指定講習機関は、運転適性指導には、運転適性指導員以外の者を従事させてはならないこととした（法第108条の5第1項）。

コ 若年運転者講習の手続

- (ア) 公安委員会は、基準該当若年運転者に対し、その者が若年運転者講習の受講基準に該当することとなった後速やかに、若年運転者講習を行う旨を若年運転者講習通知書で通知しなければならないこととした（法第108条の3の3並びに府令第38条の4の2の2第1項及び別記様式第22の11の2の2）。
- (イ) 若年運転者講習通知書を送付するときは、配達証明郵便等に付して行うものとする（同条第2項）。
- (ウ) 若年運転者講習の通知を受けた者で、当該通知を受けた日の翌日から起算した期間が1月となる日までに若年運転者講習を受けないことについて政令で定めるやむを得ない理由のあるものは、同日以後に若年運転者講習を受けようとするときは、当該やむを得ない理由のあることを証するに足る書類を公安委員会（指定講習機関が行

う若年運転者講習を受けようとする者にあつては、指定講習機関)に提出しなければならないこととした(同条第3項)。

サ 手数料

都道府県は、若年運転者講習を受けようとする者から、次の手数料の種別ごとに、それぞれに定める額を徴収することを標準として条例を定めなければならないこととした(法第112条第1項第12号及び第13号並びに令第43条第1項)。

(ア) 講習手数料

物件費及び施設費に対応する額として講習1時間について900円に人件費に対応する額として講習1時間について1,350円を標準とする額を加えた額

(イ) 通知手数料

物件費及び施設費に対応する額として850円に人件費に対応する額として50円を標準とする額を加えた額

シ 若年運転者期間に係る特例取得免許の取消し

(ア) 若年運転者講習の不受講を理由とする特例取得免許の取消し

若年運転者講習の通知を受けた者がその受講義務に違反して講習を受けないと認めるときは、その者の住所地を管轄する公安委員会は、その者が受けている特例取得免許(若年運転者講習の受講基準に該当することとなった時点において20歳に達している者にあつては、中型自動車免許を除く。)を取り消さなければならないこととした(法第104条の2の4第1項)。

(イ) 若年運転者講習終了後に違反行為をしたことを理由とする特例取得免許の取消し

a 若年運転者講習を終了した者がその後若年運転者期間が経過することとなるまでの間に若年運転者講習終了後の取消基準に該当することとなったときは、その者の住所地を管轄する公安委員会は、その者が受けている特例取得免許(当該基準に該当することとなった時点において20歳に達している者にあつては、中型自動車免許を除く。)を取り消さなければならないこととした(法第104条の2の4第2項)。

b 若年運転者講習終了後の取消基準について、若年運転者講習の受講基準と同様に定めることとした。ただし、合計点数に算入する若年違反行為は、若年運転者講習を終了した後若年運転者期間が経過することとなるまでの間にしたものに限ることとした(令

第39条の2の2)。

(ウ) 処分の移送等

若年運転者期間に係る特例取得免許の取消しに関する処分の移送、意見の聴取、書面の交付、取消し後の免許証の交付等について、所要の規定を整備することとした（法第104条の2の4第3項から第7項まで、第104条の3第1項及び第107条第2項、令第39条第1項並びに府令第30条の3の2、第30条の4、別記様式第19の3の2の2及び別記様式第19条の3の4の2）。

なお、若年運転者講習の不受講を理由とする特例取得免許の取消しをしようとする場合の意見の聴取においては、参考人又は関係人からの意見又は事情の聴取りは行わないこととした（法第104条の2の4第6項ただし書）。

ス 年齢要件に関する特例を受けることができない者

特例教習を修了したことによる年齢要件に関する特例を受けることができない者として、次の者を定めることとした（法第96条第5項第1号及び第2号並びに令第32条の7第2号、第32条の8第2号及び第34条第11項）。

(ア) 基準該当若年運転者に該当したことがある者で、若年運転者講習を終了していないもの

(イ) 特例取得免許の取消し（一定の病気等に該当することを理由とするものを除く。）を受けた者

(ウ) 一定の病気等に該当することを理由とする免許の取消しを受けたため、特例取得免許の取消し（一定の病気等に該当することを理由とするものを除く。）を受けなかった者

セ 事務の委託

(ア) 公安委員会は、若年運転者講習の通知の実施に係る事務の全部又は一部を当該事務を行うのに必要かつ適切な組織及び能力を有すると公安委員会が認める法人に委託することができることとした（法第108条の3の4及び府令第38条の4の3）。

(イ) 公安委員会は、若年運転者講習の実施、若年運転者期間に係る特例取得免許の取消し並びに当該取消しをしようとする場合の意見の聴取り及び証拠の受取り並びに参考人又は関係人の出頭の要求及びその意見又は事情の聴取りに係る事務は、委託することができないこととした（法第108条の2第3項及び令第40条の3第23号）。

ソ 国家公安委員会への報告

公安委員会は、次の事由が発生したときは、それぞれに定める事項を国家公安委員会に報告しなければならないこととした（法第106条及び府令第31条の3）。

- (ア) 若年運転者期間に係る特例取得免許の取消しをしたとき
 - a 処分を受けた者の本籍又は国籍等、氏名、生年月日及び性別
 - b 当該処分に係る免許の種類
 - c 免許証番号
 - d 処分の別及び理由
 - e 処分の期日
 - f 処分の事由が発生した地の都道府県名
- (イ) 自動車等の運転者が若年運転者講習を受けたとき
 - a 若年運転者講習を受けた者の生年月日及び性別
 - b 免許証番号
 - c 若年運転者講習を受けた年月日

(4) その他

ア 仮運転免許を受けた者の同乗指導をすることができない者

仮運転免許を受けた者が練習のため運転しようとする自動車を運転することができる第二種運転免許を受けている者（免許の効力が停止されている者を除く。）のうち、21歳に満たない者（特例教習を修了したことにより年齢要件に関する特例を受けて第二種運転免許を受けた者が該当する。）については、仮運転免許を受けた者の同乗指導をすることができないこととした（法第87条第2項）。

イ 大型自動車免許等を受けた21歳に満たない者等が運転することができない自動車

- (ア) 大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許を受けた者で、21歳に満たないもの又は普通自動車免許等を受けていた期間が通算して3年に達しないもの（以下「21歳に満たない者等」という。）については、特例教習を修了した者であっても、これまでと同様に、緊急自動車（緊急用務のための当該自動車の運転に関し内閣府令で定めるところにより公安委員会が行う審査（以下「緊急自動車運転審査」という。）に合格した者が運転するもの及び自衛隊用自動車で自衛官が運転するものを除く。）に該当する大型自動車、中型自動車又は準中型自動車は、運転することができないこととした（令第32条の2、第32条の3及び第32条の3の2第1項）。

(イ) これまで、大型自動車免許を受けた21歳に満たない者等は、自衛

官であることによって19歳から大型自動車免許を受けることができる者に該当して大型自動車免許を受けた者しか存在しなかったことから、大型自動車の緊急自動車運転審査は設けられていなかったが、改正法の施行後は、特例教習を修了したことにより年齢要件及び経験年数要件に関する特例を受けて大型自動車免許を受けた21歳に満たない者等が考えられることから、このような者に対する大型自動車の緊急自動車運転審査を新たに設けることとした（令第32条の2第1項第2号）。

大型自動車の緊急自動車運転審査は、大型自動車の緊急用務のための運転に必要な技能について行うものとする（府令第15条の2）。

ウ 免許を現に受けている者から除かれる者

特例取得免許を現に受けている者のうち、若年運転者期間に係る特例取得免許の取消しをしようとする場合の意見聴取の通知を受けた者で当該取消しを受けていないものについては、法第96条第2項から第4項まで及び第5項各号の免許の受験資格に関する規定の適用においては、当該特例取得免許を現に受けている者には含まないものとする（令第34条第12項）。

エ 運転免許試験の一部免除の対象から除かれる者

運転免許試験の一部免除の対象となる特定失効者等から除かれる者として、次の者を定めることとした（令第34条の3第2項第6号から第8号まで及び第6項第6号から第8号まで）。

- (7) 基準該当若年運転者で、若年運転者講習の通知を受ける前又は若年運転者講習の通知を受けた後若年運転者講習の受講期間が経過するまでの間に、免許証の更新を受けず、又は一定の病気等に該当することを理由とする免許の取消しを受けたため、若年運転者講習を受けなかったもの
- (イ) 若年運転者講習を受けなかった者で、若年運転者講習の受講期間が経過した日以後に、免許証の更新を受けず、又は一定の病気等に該当することを理由とする免許の取消しを受けたため、若年運転者講習の不受講を理由とする特例取得免許の取消しを受けなかったもの
- (ウ) 若年運転者講習を終了した後、免許証の更新を受けず、又は一定の病気等に該当することを理由とする免許の取消しを受けたため、若年運転者講習終了後に違反行為をしたことを理由とする特例取得免許の取消しを受けなかったもの

オ 申請による免許の取消しを受けることができない場合

申請による免許の取消しを受けることができない場合として、当該申請に係る免許（基準該当若年運転者に該当することとなった時点において20歳に達している者にあつては、特例取得免許である中型自動車免許を除く。）について、基準該当若年運転者（若年運転者講習を終了した者を除く。）に該当している場合又は若年運転者講習終了後の取消基準に該当している場合を加えることとした（令第39条の2の4第5号）。

カ 運転経歴証明書の交付を申請することができない者

免許証の更新を受けなかった者のうち、運転経歴証明書の交付を申請することができない者として、失効した免許に係る免許証の有効期間が満了する日において、失効した免許の全てについて、基準該当若年運転者（若年運転者講習を終了した者を除く。）に該当している者（特例取得免許である中型自動車免許については、基準該当若年運転者に該当することとなった時点において20歳に達している者を除く。）又は若年運転者講習終了後の取消基準に該当している者を定めることとした（令第39条の2の6第1項第3号）。

キ 旅客自動車教習所の廃止

旅客自動車教習所における教習を修了した者について第二種運転免許の受験資格のうち経験年数要件を普通自動車免許等を受けていた期間が通算して3年以上から2年以上に引き下げる特例（旧令第34条第3項第2号及び第4項第2号）については、廃止することとした。

3 留意事項

ア 改正内容の周知

特例教習の実施機関となり得る届出自動車教習所等に対する改正内容の周知に努めること。

イ 職員への教養

特例教習を修了した者に係る受験資格の確認、若年運転者期間に係る行政処分等の対応に誤りがないよう、警察職員への教養を徹底すること。

ウ 特例教習の標準等

特例教習の標準、若年運転者講習の運用等については、別途通達する。

第3 その他

1 運転免許取得者教育等の見直しに関する規定の整備

(1) 趣旨

運転免許取得者教育（更新時講習同等）並びに特定任意高齢者講習及び運転免許取得者教育（高齢者講習同等）（以下「同等教育等」という。）については、免許証の更新時の更新時講習又は高齢者講習（以下「法定講習」という。）の代わりとすることはできる一方、特定失効者等が運転免許試験の一部免除を受けるための法定講習の代わりとすることはできないこととされており、このことが同等教育等の普及の妨げになっているとの指摘がある。

このような状況は、高齢運転者の実情に応じた最適な内容の講習を行うことを目的として設けられた特定任意高齢者講習の趣旨や、民間主体の自主的な努力や創意工夫を通じて高い教育効果を有する交通安全教育を施すことを目的として設けられた運転免許取得者教育の趣旨に鑑みると、交通安全対策上、適当ではないことから、今般、このような同等教育等の普及の妨げとなっていると考えられる制度的な要因等について、所要の見直しを行うこととしたものである。

(2) 内容

ア 運転免許試験の一部免除に関する規定の整備

特定失効者等で免許申請書を提出した日における年齢が70歳以上のものは、高齢者講習を受けた場合のほか、特定任意高齢者講習又は運転免許取得者等教育（高齢者講習同等）を受けた場合についても、運転免許試験の一部免除を受けることができることとした（法第97条の2第1項第3号イからニまで及び第5号）。

同様に、特定失効者等で免許申請書を提出した日における年齢が70歳未満のものは、更新時講習又は特定任意講習を受けた場合のほか、運転免許取得者等教育（更新時講習同等）を受けた場合についても、運転免許試験の一部免除を受けることができることとした（法第97条の2第1項第3号ホ及び第5号）。

イ 免許申請書の添付書類

免許申請者が特定失効者等で、次の同等教育等を受けたものであるときは、それぞれに定める書類を免許申請書に添付しなければならないこととした（府令第18条第2項第6号及び第7号並びに講習規則第3条第1号及び別記様式第1号）。

(ア) 特定任意高齢者講習

特定任意高齢者講習終了証明書

(イ) 運転免許取得者等教育（更新時講習同等）又は運転免許取得者等教育（高齢者講習同等）

これらの運転免許取得者等教育の課程を終了した者であることを証明する書類

ウ 運転免許取得者教育に関するその他の見直し

- (ア) 運転免許試験の一部免除に関する規定の整備に伴い、運転免許取得者教育の対象が、免許を現に受けている者だけでなく、特定失効者等にも拡大されることから、その名称について、「運転免許取得者教育」から「運転免許取得者等教育」に改めることとした（法第108条の32の2第1項及び認定教育規則（題名を含む。））。
- (イ) 運転免許取得者等教育の認定の申請書に添付しなければならないこととされている書類のうち、申請者の住民票の写し（法人の場合は定款及び登記事項証明書）については、申請者が届出自動車教習所の設置者又は管理者である場合のほか、当該認定を受けようとする公安委員会から現に運転免許取得者等教育又は運転免許取得者等検査の認定を受けている場合にも、添付することを要しないこととした（認定教育規則第5条第3項）。
- (ロ) 運転免許取得者等教育の認定の申請を行う際の申請書、定款、名簿、教材の一覧表及び教育計画書の提出については、これらの書類に記載すべきこととされている事項を記録したフレキシブルディスク及びフレキシブルディスク提出票の提出により代えることができることとされているが、フレキシブルディスクについては、現在、ほとんど利用されていないことから、電磁的記録媒体及び電磁的記録媒体提出票の提出により代えることができることとした（認定教育規則第13条及び別記様式第3号）。
- (ハ) 運転免許取得者等教育（高齢者講習同等）終了証明書について、高齢者講習終了証明書と同様に、写真及び押出しスタンプは要しないこととした（認定教育規則別記様式第2号）。

同様に、運転免許取得者等教育（更新時講習同等）終了証明書についても、写真及び押出しスタンプは要しないこととした（認定教育規則別記様式第1号）。

(3) 留意事項

同等教育等の実施機関（特定任意高齢者講習の委託を受けた者を含む。）に対し、改正内容の周知を徹底すること。また、同等教育等の対象者に対しても、改正内容の周知に努めること。

2 診断書提出命令に関する規定の整備

(1) 趣旨

公安委員会は、免許の取消事由となる一定の病気等に該当する疑いが認められる者に対し、臨時適性検査を行うことができることとされているが、臨時適性検査の通知を受ける者にとっては、公安委員会が指定する日時及び場所で臨時適性検査を受けるよりも、普段から通い慣れているかかりつけ医に診断書を作成してもらう方が、利便性が高い場合が多いことから、実務上の運用としては、臨時適性検査の通知を行わずに任意の診断書の提出を求める場合が多いという状況にある。

しかしながら、任意の診断書については、これを提出しなかった場合の免許の取消し等の担保手段がないことから、提出に応じなかった者については、公安委員会は、改めて病院との日程調整を行った上で、臨時適性検査の通知を行う必要がある。

こうした状況を踏まえ、迅速な行政処分の執行及び公安委員会の事務負担の軽減を図るため、一定の病気等に該当する疑いが認められる者に対し、臨時適性検査のほか、診断書提出命令を行うことができることとしたものである。

(2) 内容

ア 診断書提出命令

公安委員会は、運転免許試験に合格した者又は免許を受けた者が一定の病気等に該当すると疑う理由があるときは、臨時適性検査のほか、診断書提出命令を行うことができることとした（法第102条第4項）。

また、これに伴い、一定の病気等に該当する疑いがあることを理由として臨時適性検査の通知を受けた者が、当該通知された期日までに一定の要件を満たす医師の診断書を提出した場合に、当該臨時適性検査の受検を免除する旨の規定は削除することとした（同条第7項）。

イ 診断書の要件

一定の病気等に該当する疑いがあることを理由とする診断書提出命令を受けた者が提出しなければならない診断書の要件について、現行の一定の病気等に該当する疑いがあることを理由とする臨時適性検査の通知を受けた者が、当該臨時適性検査の免除を受けるための診断書の要件と同様に定めることとした（府令第29条の3第4項）。

ウ 免許の拒否等に関する規定の整備

一定の病気等に該当する疑いがあることを理由とする診断書提出命令について、当該命令を受けた者に対する免許の拒否又は保留その他の事項に関し、現行の認知機能検査の結果に基づく診断書提出命令（法第102条第1項から第3項まで）の場合と同様の所要の規定を整備す

ることとした（法第90条第1項第7号、第102条第1項第1号、第104条の2の3第1項、第3項及び第5項、第106条並びに第106条の2第2項、令第33条の2の2第1号、第39条の2第2項第2号ハ及び第40条の3第17号並びに府令第29条の2の5第1項第2号及び第3号並びに第31条の3）。

(3) 留意事項

一定の病気等に該当する疑いがある者について、臨時適性検査又は診断書提出命令のいずれを行うかについては、地域の医療機関の体制等に鑑み、対象者が診断書提出命令を受けた場合に正確な診断書を提出することが比較的容易であるかなどを勘案した上で適切に判断すること。

3 運転免許試験の一部免除に関する規定の整備

(1) 趣旨

運転免許試験の一部免除を受けることができる者の範囲について、免許が失効する前に違反行為等をして取消処分基準に該当していた者と免許が失効した後に違反行為等をして拒否処分基準に該当した者との間で取扱いの均衡を図るなど、所要の見直しを行うこととしたものである。

(2) 内容

ア 運転免許試験の一部免除の対象から除かれる者

現在、免許証の更新を受けず、又は一定の病気等に該当することを理由とする免許の取消しを受けたため、一般違反行為又は重大違反喫し等若しくは道路外致死傷（以下「一般違反行為等」という。）をしたことを理由とする免許の取消しを受けなかった者については、運転免許試験の一部免除の対象となる特定失効者等から除かれている。

これと同様に、免許が失効し、又は一定の病気等に該当することを理由とする免許の取消しを受けた後に一般違反行為等をして免許の拒否処分基準に該当した者についても、運転免許試験の一部免除の対象となる特定失効者等から除くこととした。ただし、特定失効者等が運転免許試験の一部免除を受けることができる期間は最長で3年であることを踏まえ、欠格期間が3年以上となる場合はあえて特定失効者等から除く必要はないことから、特定失効者等から除く者には含めないこととした（令第34条の3第2項第2号及び第6項第2号）。

イ 運転免許試験の一部免除の対象に加える者

現在、第一種運転免許を受けようとする特定失効者等で、受けようとする免許の上位免許を受けていたものについては、原則、運転免許試験の一部免除の対象とされている。他方、当該受けようとする免許

が原動機付自転車免許である場合には、運転免許試験の一部免除を受けられないこととされており、取扱いに不均衡が生じている。

このため、原動機付自転車免許を受けようとする特定失効者等についても、原動機付自転車免許の上位免許を受けていた場合には、運転免許試験の一部免除の対象とすることとした（令第34条の5第1号ロ）。

(3) 留意事項

運転免許試験の一部免除に係る事務について、対応に誤りがないよう、警察職員に対する教養を徹底すること。

4 臨時適性検査に関する規定の整備

(1) 趣旨

現在、免許の取消事由に該当する疑いはないものの、免許に条件を付さなければ、自動車等を運転する上で支障が生ずるおそれがある場合には、本人からの申出又は違反行為若しくは交通事故を端緒とする場合に限り、臨時適性検査を行うことができることとされている。

他方、高齢の免許保有者数の増加等を背景に、例えば、一見して歩行が困難な状態にあり、下肢によるアクセル・ブレーキの操作に支障が生じているおそれが認められるなど、免許証の更新の機会を待たずに臨時適性検査を実施して免許に条件を付す必要がある場合が見受けられる。

このため、身体の状態に照らして免許に条件を付さなければ自動車等の運転に支障が生ずるおそれがある者については、本人からの申出や違反行為等がなくても、臨時適性検査を行うことができることとしたものである。

(2) 内容

公安委員会は、免許を受けた者の身体の状態に照らして、その者が自動車等の安全な運転に必要な認知又は操作のいずれかに係る能力を欠いているおそれがあると認められるときは、臨時適性検査を行うことができることとした（令第37条の7第3号）。

(3) 留意事項

身体の状態に照らして自動車等の運転に支障が生じているおそれがある者を認知した場合には、積極的に臨時適性検査を実施すること。なお、免許の取消事由となる身体の障害が生じている疑いがある場合については、引き続き、法第102条第4項の規定により、医師の診断による臨時適性検査を行うことができることに留意すること。

5 外国運転免許証制度に関する規定の整備

(1) 趣旨

道路交通に関する条約（昭和39年条約第17号）に基づく国際運転免許証を発給していない国又は地域であって、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図る上で我が国と同等の水準にあると認められる免許の制度を有している国又は地域として政令で定めるもの（以下「政令国」という。）が発給した免許証で日本語による翻訳文が添付されているものを所持する者については、本邦に上陸をした日から起算して1年間、当該免許証で運転することができることとされている自動車等を運転することができることとされている。

今般、政令国として規定されているエストニア共和国が令和3年5月1日から同条約に基づく国際運転免許証の発給を開始したことに伴い、日本語による翻訳文を添付した同国の免許証による自動車等の運転が認められないこととなったことから、同国を政令国から削除することとしたものである。

(2) 内容

政令国からエストニア共和国を削除することとした（令第39条の4）。

(3) 留意事項

今般の改正は、日本語による翻訳文を添付したエストニア共和国の免許証による自動車等の運転が既に認められなくなっていることを明確化するものであり、何ら法令上の効果が伴うものではないことに留意すること。

なお、本改正は、改正令の公布の日（本年1月6日）から施行されている。

6 国外運転免許証交付申請書に添付する写真の要件の見直し

(1) 趣旨

国外運転免許証その他の免許証、資格者証、身分証等（以下「免許証等」という。）の申請の際に提出する写真の要件については、各府省が所管する法令により規定されているところであるが、その種類が多岐にわたり、免許証等の申請者の利便を阻害しているとの指摘があることから、証明写真機で用意されているサイズが利用できるよう、全府省において、その要件を免許証サイズ、履歴書サイズ、大型サイズ又はパスポート規格のいずれかに統合することとされた。

これを踏まえ、今般、国外運転免許証交付申請書に添付する写真の要件をパスポート規格に統合することとしたものである。

(2) 内容

国外運転免許証交付申請書に添付する写真のサイズを縦の長さ4.5セ

ンチメートル、横の長さ3.5センチメートルとするとともに、上三分身としていた人物配置を顔中心に見直すこととした（府令第37条の9第2項第2号）。

(3) 留意事項

都道府県警察のホームページ等において改正内容の周知に努めるとともに、対応に誤りがないよう、警察職員への教養を徹底すること。

7 その他

(1) 改正令の施行に伴う所要の規定の整理を行った（届出自動車教習所が行う教習の課程の指定に関する規則及び応急救護処置に関し医師である者に準ずる能力を有する者を定める規則の一部を改正する規則（令和4年国家公安委員会規則第9号））。

(2) 高齢者講習指導員、運転適性指導員及び運転習熟指導員の要件として定められている「免許を現に受けている者」には、当該免許の効力が停止されている者は含まれない旨の確認規定を置くこととした（講習規則第7条第2項第2号並びに指定講習機関規則第5条第2号及び第7条第2号）。

(3) 運転免許取得者等教育の指導員の要件に係る自動車安全運転センターが行う自動車の運転に関する研修の課程について、運転免許取得者等教育（高齢者講習同等）を除き、現行の運転免許取得者教育と同様に定めることとした。なお、新任教習指導員（普通）課程は、現在、既に実施されていないことから、削除することとした（運転免許取得者等教育の認定に関する規則第2条第1号イ(2)の規定に基づき、自動車安全運転センターが行う自動車の運転に関する研修の課程であって国家公安委員会が指定するものを定める件（令和4年国家公安委員会告示第12号））。

(4) 指定講習機関に関する規則について、所要の改正を行った（指定講習機関規則第5条第3号ロ）。

第4 経過措置

1 改正法の経過措置

(1) 特定失効者についての次の事項を定めた法第97条の2第1項第3号イからニまでの規定は、改正法の施行の日（令和4年5月13日。以下「施行日」という。）から起算して6月を経過した日（令和4年11月13日。以下「基準日」という。）の翌日以後に免許が失効した者について適用し、基準日以前に免許が失効した者については、なお従前の例によることとした（改正法附則第4条第1項）。

- ア 運転技能検査等の受検義務
 - イ 75歳以上の者に対する高齢者講習を認知機能検査の結果に基づいて行う旨の規定の削除
 - ウ 診断書を提出した場合等の認知機能検査の免除
 - エ 認定認知機能検査による認知機能検査の代替
 - オ 特定任意高齢者講習又は運転免許取得者等教育（高齢者講習同等）による高齢者講習の代替
- (2) 免許証の更新を受けようとする者で更新期間が満了する日における年齢が75歳以上のものについての次の事項を定めた法第101条の4第2項の規定は、更新期間が満了する日が基準日以後である免許証の更新を受けようとする者について適用し、更新期間が満了する日が基準日の前日以前である免許証の更新を受けようとする者については、なお従前の例によることとした（改正法附則第4条第2項）。
- ア 75歳以上の者に対する高齢者講習を認知機能検査の結果に基づいて行う旨の規定の削除
 - イ 診断書を提出した場合等の認知機能検査の免除
 - ウ 認定認知機能検査による認知機能検査の代替
- (3) 法第101条の4第3項の免許証の更新時の運転技能検査等の受検義務に関する規定は、更新期間が満了する日が基準日以後である免許証の更新を受けようとする者について適用することとした（改正法附則第4条第3項）。
- (4) 認知機能検査の結果に基づいて行う旧法の高齢者講習の実施の委託を受けた者等に対する秘密保持義務（旧法第108条の2第4項）及びこれに違反した場合の罰則（旧法第117条の4第1号）については、なおその効力を有することとした（改正法附則第5条及び第7条）。
- ## 2 改正令の経過措置
- (1) 改正令の施行の際現に旅客自動車教習所における教習を修了している者は、法第96条第5項第1号又は第2号に規定する普通自動車免許等を受けていた期間が通算して2年以上で第二種運転免許の運転免許試験を受けることができる政令で定める経験を有する者とみなすこととした。改正令の施行の際現に旅客自動車教習所における教習を受けている者であって施行日以後に当該教習を修了した者についても、同様とすることとした（改正令附則第2条）。
- (2) 免許が失効し、又は一定の病気等に該当することを理由とする免許の取消しを受けた後に一般違反行為等をして免許の拒否処分の基準に該当

した者を運転免許試験の一部免除の対象となる特定失効者等から除くこととする令第34条の3第2項第2号及び第6項第2号の規定の適用については、施行日前にした一般違反行為等は含まれないものとしたこととした（改正令附則第3条）。

3 改政府令の経過措置

(1) 免許を受けようとする者が次に該当する者であるときは、免許申請書には、それぞれに定める書類を添付しなければならないこととした（改政府令附則第2条）。

ア 施行日前に旧法の高齢者講習を受けた者

旧府令別記様式第22の10の7の高齢者講習終了証明書

イ 施行日以後に旧法の認知機能検査を受けた者

認知機能検査受検確認書

ウ 施行日以後に旧法の高齢者講習を受けた者

府令別記様式第22の10の7の高齢者講習終了証明書

エ 改正令附則第2条の規定により普通自動車免許等を受けていた期間が通算して2年以上で第二種運転免許の運転免許試験を受けることができる政令で定める経験を有する者とみなされる者（旅客自動車教習所における教習を修了した者）

当該者であることを証明する書類

(2) 免許証の更新を受けようとする者が次に該当する者であるときは、更新申請書には、それぞれに定める書類を添付しなければならないこととした（改正令附則第3条）。

ア 施行日前に旧法の高齢者講習を受けた者

旧府令別記様式第22の10の7の高齢者講習終了証明書

イ 施行日以後に旧法の認知機能検査を受けた者

認知機能検査受検確認書

ウ 施行日以後に旧法の高齢者講習を受けた者

府令別記様式第22の10の7の高齢者講習終了証明書

(3) 施行日前に受けた旧法の認知機能検査の結果について、旧府令第29条の3第1項の式により算出した数値が49以上である者（認知症のおそれがあることを示す基準に該当しない者）は、府令第29条の3第1項第1号の式により算出した数値が36以上である者（当該基準に該当しない者）とみなし、旧府令第29条の3第1項の式により算出した数値が49未満である者（当該基準に該当する者）は、府令第29条の3第1項第1号の式により算出した数値が36未満である者（当該基準に該当する者）とみな

- すこととした（改正府令附則第4条）。
- (4) 施行日以後に行う旧法の認知機能検査については、認知機能検査の方法等、臨時高齢者講習の対象となる基準及び臨時適性検査等の対象となる基準は、改正後の認知機能検査と同様とすることとした（改正府令附則第5条）。
 - (5) 臨時高齢者講習の免除事由として、臨時認知機能検査等を受けた日前1年以内に高齢者講習を受け、又は特定任意高齢者講習若しくは運転免許取得者等教育（高齢者講習同等）を終了したことを定める府令第29条の2の6第1項第2号ホの規定は、運転者管理システムによる判定の都合上、施行日から起算して1年間は、適用しないこととした（改正府令附則第6条）。
 - (6) 施行日以後に行う旧法の高齢者講習（前記1(1)及び(2)）の内容及び高齢者講習終了証明書の様式については、改正後の高齢者講習と同様のものとする事とした。ただし、75歳以上の者に対する旧法の高齢者講習については、認知機能検査の結果に基づく指導を含むものであることとした（改正府令附則第7条）。
- 4 改正講習規則の経過措置
- (1) 施行日前に旧講習規則の基準に適合する特定任意高齢者講習を終了した者は、改正後の講習規則の基準に適合する特定任意高齢者講習を終了した者とみなすこととした（改正講習規則附則第2条）。
 - (2) 更新期間が満了する日が基準日の前日以前である免許証の更新を受けようとする者に対して施行日以後に行う特定任意高齢者講習の基準については、当該者に対して施行日以後に行う旧法の高齢者講習（前記3(6)）と同様とすることとした（改正講習規則附則第3条）。
 - (3) 旧法の高齢者講習について公安委員会が行う講習における指導に必要な技能及び知識に関する審査に合格し、又は講習における指導に必要な技能及び知識に関する国家公安委員会が指定する講習を終了した者（旧講習規則第7条第2項第4号。以下「旧高齢者講習指導員」という。）であって、運転技能検査の実施に必要な技能及び知識に関するものとして公安委員会が指定する研修（施行日前に行われたものを含む。）を受けたものは、公安委員会が行う運転技能検査の実施に必要な技能及び知識に関する審査に合格し、又は運転技能検査の実施に必要な技能及び知識に関する国家公安委員会が指定する講習を終了した者とみなすこととした（改正講習規則附則第4条）。
 - (4) 旧高齢者講習指導員であって、改正後の高齢者講習における指導に必

要な技能及び知識に関するものとして公安委員会が指定する研修（施行日前に行われたものを含む。）を受けたものは、改正後の高齢者講習について公安委員会が行う講習における指導に必要な技能及び知識に関する審査に合格し、又は講習における指導に必要な技能及び知識に関する国家公安委員会が指定する講習を終了した者とみなすこととした（改正講習規則附則第5条）。

- (5) 施行日前に交付された旧様式の特任意講習終了証明書又は特定任意高齢者講習終了証明書は、新様式の特任意講習終了証明書又は特定任意高齢者講習終了証明書とみなすこととした（改正講習規則附則第6条）。

5 改正認定教育規則の経過措置

- (1) 施行日前に旧法の認定を受けた運転免許取得者教育（高齢者講習同等）を終了した者は、改正後の法の認定を受けた運転免許取得者等教育（高齢者講習同等）を終了した者とみなすこととした（改正認定教育規則附則第2条）。
- (2) 更新期間が満了する日が基準日の前日以前である免許証の更新を受けようとする者に対して施行日以後に行う運転免許取得者等教育（高齢者講習同等）の課程の基準については、当該者に対して施行日以後に行う旧法の高齢者講習（前記3(6)）と同様とすることとした（改正認定教育規則附則第3条）。
- (3) 施行日前に交付された旧様式 of 運転免許取得者教育（更新時講習同等）終了証明書又は運転免許取得者教育（高齢者講習同等）終了証明書は、新様式 of 運転免許取得者等教育（更新時講習同等）終了証明書又は運転免許取得者等教育（高齢者講習同等）終了証明書とみなすこととした（改正認定教育規則附則第4条）。

第5 施行期日

- 1 下記2及び3を除き、本年5月13日から施行することとした。
- 2 政令国からエストニア共和国を削除する改正規定（第3の5）については改正令の公布の日（本年1月6日）から施行することとした。
- 3 改正指定講習機関規則の一部の所要の改正規定（第3の7(4)）については、同規則の公布の日（本年2月10日）から施行することとした。

(参考資料)

- 道路交通法の一部を改正する法律（令和2年法律第42号）の官報の写し及び新旧対照条文
- 道路交通法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（令和4年政令第15号）の官報の写し
- 道路交通法施行令の一部を改正する政令（令和4年政令第16号）の官報の写し及び新旧対照条文
- 道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令（令和4年内閣府令第7号）の官報の写し
- 大型自動車免許の欠格事由等の特例に係る教習の課程の指定に関する規則（令和4年国家公安委員会規則第4号）の官報の写し
- 運転免許に係る講習等に関する規則の一部を改正する規則（令和4年国家公安委員会規則第5号）の官報の写し
- 指定講習機関に関する規則の一部を改正する規則（令和4年国家公安委員会規則第6号）の官報の写し
- 運転免許取得者教育の認定に関する規則の一部を改正する規則（令和4年国家公安委員会規則第7号）の官報の写し
- 運転免許取得者等検査の認定に関する規則（令和4年国家公安委員会規則第8号）の官報の写し
- 届出自動車教習所が行う教習の課程の指定に関する規則及び応急救護処置に関し医師である者に準ずる能力を有する者を定める規則の一部を改正する規則（令和4年国家公安委員会規則第9号）の官報の写し
- 運転免許に係る講習等に関する規則第4条第2項第2号ニ及び第7条第2項第4号の規定に基づき、国家公安委員会が指定する講習を定める件（令和4年国家公安委員会告示第10号）の官報の写し
- 電磁的方法による保存等をする場合に確保するよう努めなければならない基準の一部を改正する件（令和4年国家公安委員会告示第11号）の官報の写し
- 運転免許取得者等教育の認定に関する規則第2条第1号イ(2)の規定に基づき、自動車安全運転センターが行う自動車の運転に関する研修の課程であって国家公安委員会が指定するものを定める件（令和4年国家公安委員会告示第12号）の官報の写し

別表

大型自動車免許に係る経験年数要件に関する特例を受けるための特例教習のカリキュラム

第1欄 (教習事項の区分)	第2欄 (教習方法)	第3欄 (教習時間)
<p>一 大型自動車の運転に必要な技能に関する次に掲げる事項</p> <p>イ 自動車の構造を踏まえた各装置の操作その他自動車の運転に係る操作</p> <p>ロ 交差点の通行、横断歩道及び踏切の通過、坂道における走行（坂道における一時停止及び発進を含む。）、鋭角コースの通過、方向変換、縦列駐車、転回その他の自動車の運転に係る走行（ハからヘまでに掲げる事項を除く。）</p> <p>ハ 府令第21条の2の表に規</p>	<p>一 普通自動車を用いて行うこと。ただし、この項第1欄ホ及びヘに掲げる事項に係る教習（同欄へに掲げる事項に係る教習にあつては、当該教習の一部として行う他人の運転を観察させることによる教習（次号において「観察教習」という。）に限る。）は、運転シミュレーターを用いて行うことができる。</p> <p>二 普通自動車による教習は、府令第33条第5項第1号ニに規定する単独教習により行うこと。ただし、この項第1欄ニ及びヘに掲げる事項に係る教習（同欄へに掲げる事項に係る教習にあつては、当該教習を2時限連続して行った後に引き続きこの項第1欄に掲げる事項に係る教習を行う場合におけるもの又はこの項第1欄へに掲げる事項に係る教習の一部として行う観察教習に限る。）は、同号ニに規定する複数教習（次号において「複数教習」という。）により行うことができる。</p> <p>三 教習を受ける者1人に対する1日の教習時間は、3時限を超えないこと（1日に3時限の教習を行う場合には、連続して3時限の教習を行わないこと。ただし、複数教習又は運転シミュレーターによる教習を2時</p>	<p>27時限以上</p>

<p>定する交通法規に従い、道路及び交通の状況に応じた運転に係る走行（転回を含み、二からへまでに掲げる事項を除く。）</p> <p>ニ 運転者が交通法規に従い、道路及び交通の状況に応じて設定した経路による走行</p> <p>ホ 時間的余裕がない場合における安全な運転に係る走行</p> <p>ヘ 危険の予測その他の安全な運転に必要な技能に基づく走行</p>	<p>限行う場合は、この限りでない。)</p> <p>四 この項第1欄イ、ロ及びホに掲げる事項に係る教習は、届出自動車教習所のコースにおいて行うこと。ただし、同欄ホに掲げる事項に係る教習について、運転シミュレーターを用いて行う場合には、届出自動車教習所の建物その他の設備において行うこと。</p> <p>五 この項第1欄ハ、ニ及びへに掲げる事項に係る教習は、道路において行うこと。ただし、同欄へに掲げる事項に係る教習について、運転シミュレーターを用いて行う場合には、届出自動車教習所の建物その他の設備において行うこと。</p> <p>六 この項第1欄イ及びロに掲げる事項に係る教習の最後の教習時限においてその教習効果の確認を行い、その成績が良好な者についてのみ同欄ハからへまでに掲げる事項に係る教習を行うこと。</p> <p>七 この項第1欄ハからへまでに掲げる事項に係る教習の最後の教習時限において同欄イからへまでに掲げる事項に係る教習の教習効果の確認を行い、その成績が良好な者についてのみ教習を修了すること。</p> <p>八 同時にコースにおいて使用する自動車1台当たりのコース面積が200平方メートル以下にならないようにして教習を行うこと。</p>	
<p>二 危険の予測その他の安全な運転に必要な知識</p>	<p>教本、視聴覚教材等教習に必要な教材を用い、届出自動車教習所の建物その他の設備において行うこと。</p>	<p>2時限以上</p>
<p>備考 この表において、教習時間は、1教習時限につき50分とする。</p>		